

「モバイル市場の競争環境に関する研究会最終報告書(案)」に対する意見募集結果

■ 意見募集期間 : 2019年12月27日(金)から2020年1月24日(金)まで

■ 意見提出件数 : 24件 (法人・団体:9件、個人:15件)

■ 意見提出者 :

(意見受付順)

	意見提出者
1	株式会社NTTドコモ
2	一般社団法人 テレコムサービス協会
3	株式会社ジュピターテレコム
4	クアルコムジャパン合同会社
5	一般社団法人 日本ケーブルテレビ連盟
6	株式会社オプテージ
7	ソフトバンク株式会社
8	KDDI株式会社
9	楽天モバイル株式会社
—	個人(15件)

「モバイル市場の競争環境に関する研究会最終報告書(案)」に対する意見 及びそれに対する考え方

意 見	考 え 方	提出意見 を踏まえ た案の修 正の有無
第1章 はじめに		
意見1-1 賛同。		
<p>「端末購入者に対して大幅な割引を行う慣行～(中略)～課題が認められる」 短期間で携帯・スマホを買い換える層からは費用が以前より高くなったという声もあるが、その原資は長期契約者からの理不尽に高い料金によるものであった。この研究会で進めてきた端末と通信料の分離を始めた数々の施策は、正しい競争を推し進めるという点で評価できる。 【個人 12】</p>	<p>○ 本報告書案への賛同の御意見として承ります。</p>	無
意見1-2 MNO各社の料金プランはそれぞれ特色があるため、「横並び」という表現は適切ではない。		
<p>本報告書案 P110～111 にもあるように、モバイル市場の競争環境に関する研究会が開催される前から、弊社ではソフトバンクブランドにおいてゼロレーティングの大容量プランを、ワイモバイルブランドでは音声サービスとデータサービスがパッケージされた小～中容量プランをといった他 MNO では提供されていない独自のサービスを展開しています。また、改正電気通信事業法の施行以降も、弊社では他 MNO と異なり、期間拘束のない料金プランを提供しています。このように MNO 各社の料金プランは、自社の戦略等に応じた特色があり、「横並び」という評価は適切でないと考えます。 したがって、本報告書案における当該記載箇所を削除頂くか、実態に即した記載となるよう修正を要望します。 なお、「モバイル市場の競争環境に関する研究会中間報告書(案)」に対する意見及びそれに対する考え方(2019年4月23日付)では、「音声基本料を始めとして横並びとなっているものが少なくない」ことを理由に、「原案を維持することが適当」とされていますが、本報告書案 P94「音声通信トラヒックの推移」及び「データ通信トラヒックの推移」にあるとおり音声利用の減少、データ通信利用の増加という利用実態を踏まえると、料金プランはデータ通信に比重を置き評価することが適当と考えます。 【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ 御指摘の点について、一部の事業者においては、改正法の趣旨を踏まえ期間拘束の無い料金プランを出す等の動きがあるものの、依然として各社の多段階型の料金プランが類似の料金水準で設定されているなどの状況も見られるところであり、「依然としてMNO3社の市場シェアが約9割を占め、提供する料金プランが横並びとなるような協調的寡占の色彩が強い市場が形成されている」とした原案を維持することとします。</p>	無
意見1-3 海外比較をすると、必ずしも日本の通信料金が高止まりしているとはいえない。		
<p>我が国のモバイル市場における利用者料金は、本報告書案 P103「2018年度 携帯電話通信料の国際比較①-1 スマートフォン(MNO:最も安いプラン)」では他の先進国と比較しても中位</p>	<p>○ 「電気通信サービスに係る内外価格差調査(平成30年度調査結果)」では、御指摘の「2018年度 携帯電話通信料の国際比</p>	無

<p>程度となっており、P104「2018 年度 携帯電話通信料の国際比較①-2 スマートフォン(MNO:最も安いプラン)の過去3年間の推移」では他の先進国と同等に下がっている傾向にあることから、「総じて高く、また、その推移を見ても、下がる傾向が鈍い状態」という評価は適切ではないと考えます。したがって、本報告書案における当該記載箇所を削除頂くか、実態に即した記載となるよう修正を要望します。</p> <p>加えて、本報告書案 P34 にもあるように状況の分析は「多角的な観点から行うことが求められる」との記載もあり、比較は料金水準だけではないことも併せて補足して頂きたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>較①-1 スマートフォン(MNO:最も安いプラン)」や「2018 年度 携帯電話通信料の国際比較①-2 スマートフォン(MNO:最も安いプラン)の過去3年間の推移」を含めた様々な指標による比較を行っていますが、各国の利用者への影響が大きいと考えられるユーザシェアが最も高い事業者の料金を比較した場合には、個人用プラン及び家族4人で利用した場合の一人当たり料金の両者について、2GB、5GB、20GB全てのケースにおいて日本が高い傾向にあること、また MNO3社中最も安いポストペイド型の一般利用者向けの料金を比較した場合にも中高位の傾向であるとの結果であったことを踏まえると、他国との比較において利用者料金が高水準であると考えられるため、原案を維持することとします。</p> <p>○ なお、今後、改正法により講じた措置の効果やモバイル市場に与えた影響などについて評価・検証を行うにあたっては、通信料金、提供されるサービスの品質、サポートの内容など、多角的な観点から行うことが望ましいと考えます。</p>	
<p>第2章 利用者料金に関する事項 2. 改正電気通信事業法の施行</p>		
<p>意見2-2-1 賛同。</p>		
<p>公正な競争を阻害する要因の有無等について継続的に総務省殿にて注視いただく視点として、通信料金そのものの水準の低廉化の状況や料金プランの分かりやすさだけでなく、利用者の囲い込み等にも着目いただくことに賛成いたします。特に報告書に言及された、隣接市場である固定通信とのバンドルに加え、家族や親族といった人間関係に着目した過度な割引が、個人にとって最適な通信サービスの選択を阻害していないかについても今後注視いただくようお願い申し上げます。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>○ 本報告書案への賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ なお、本報告書案に記載をしたとおり、固定通信サービス、コンテンツサービス、決済手段等とのセット販売による割引等については、他のサービスの拘束力を用いた利用者の過度な囲い込みの懸念があること等が指摘されており、総務省においては、利用者の過度な囲い込み等公正な競争を阻害する要因の有無等について、事業者の取組を継続的に注視していくことが必要であると考えます。</p>	無
<p>「2万円の値引きの上限設定は、～(中略)～実勢価格では無く、適正価格一本になる」</p> <p>ハイエンド端末への過剰な値引きが端末市場を歪めており、国内の端末メーカーが相次いで撤退せざるを得なくなった一因である。一律2万円が正しいかどうかは疑問であるが、特定の端末メーカーのみ優遇される状況からの脱却は評価できる。</p> <p style="text-align: right;">【個人 12】</p>	<p>○ 本報告書案への賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ 今般の制度整備は、端末代金の大幅な値引き等により電気通信事業者が通信契約の利用者を誘引するモデルを2年を目途に事実上根絶することを目指して当面通信契約とセットで行われる端末の値引き等を厳しく制限することとするものであり、これにより通信・端末のそれぞれの市場での競争がより働くようになり、通信料金・端末代金のそれぞれの低廉化が促進されることが期待されることが考えます。</p>	無

意見2-2-2 通信方式の変更に係る特例の適用において、他社からの移行での利益の提供を自社からの移行よりも有利に設定することを禁止すべき。		
<p>通信方式の変更に対応するための端末については、利益の提供の上限の例外として対照価格以下の利益の提供が可能とされていますが、通信方式の変更に際して、他の事業者の利用者がMNPにより自社に移行する場合の利益の提供額を、自社の利用者における通信方式の変更の場合のものよりも高く設定することは、利益の提供の上限の例外を潜脱的に用いた実質的な新規契約獲得施策とも考えられ、これは、新たな通信方式への移行促進を目的とした本規律の趣旨とは異なるのではないかと考えます。</p> <p>総務省においては、利用者の適切かつ自由な選択及び公正競争の確保に向け、こうした事案に適切に対処していただくとともに、仮に、こうした事案が事業者間での規律に関する理解が異なること等に起因する場合は、その規律の明確化等の必要な対処を迅速に行っていただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通信方式の変更に対応するための端末については、施行規則第22条の2の16第1項第2号ハの規定により、対照価格以下の利益の提供が可能となっています。 ○ この特例は、旧通信方式を用いた通信役務の利用者が、当該旧通信役務に代わる新たな通信方式に対応するためのものであることから、その趣旨に鑑み、自社の利用者を対象とせず他社の利用者のみを対象とすること、自社の利用者に対する利益の提供額を他社の利用者に対する利益の提供額が上回ること、自社の利用者に対する利益の提供の条件よりも他社の利用者に対する利益の提供の条件を有利なものとする事等がないようにすることが適当と考えます。 	無
意見2-2-3 販売代理店への手数料体系は営業戦略であり、事業者の自由な事業活動を阻害すべきではない。		
<p>販売代理店への手数料については営業戦略そのものであり、こうした領域への規制による方向付けは事業者の自由な事業活動を阻害する懸念があるため、原則として、市場原理に委ねるべきと考えます。</p> <p>なお、弊社としては、販売代理店が引き続きお客様のコンタクトポイントとして極めて重要な拠点であることを念頭に日々手数料の在り方をはじめ、適切な業務の確保が可能なるよう検討していく考えです。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 販売代理店への手数料体系については、各社の営業戦略に関わるものであることは御意見のとおりですが、手数料体系は販売代理店の在り方に直接的に影響するものであり、また、設定される手数料によっては、販売代理店が利用者の利用実態にそぐわないサービス等の締結を勧めるインセンティブ(動機付け)にもなりかねないものと考えます。 ○ 販売代理店は、利用者との接点として、また、地域の拠点として重要な役割を担うものであることから、そのネットワークの維持・活用を図るために、その在り方について検討していくことが必要であり、その際には、手数料体系も含め、総合的に検討していくことが重要と考えます。 	無
意見2-2-4 販売代理店がインセンティブを得るために不必要なサービスを案内することがないよう、キャリアと販売代理店との関係を改めるべき。		
<p>「オプションやアプリケーションの負荷による割引、～(中略)～料金体系が相変わらず複雑」携帯電話販売店で「クソ野郎」といった不適切に消費者を扱っていた事例が明らかになった。販売店がオプションを付加販売することでインセンティブを得ないと経営が成り立たない、というキャリアの営業施策に根本的な問題があると考え。消費者にとって不必要なオプションサービスを押し売りしないよう、キャリアと販売店の関係を改めるべきである。また、オプションサービスを付加した場合の追加値引きも禁止すべきであると考え。</p> <p style="text-align: right;">【個人 12】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ いただいた御意見については、参考として承ります。 ○ 販売代理店は、利用者との接点として、また、地域の拠点として重要な役割を担うものであることから、そのネットワークの維持・活用を図るために、その在り方について検討していくことが必要であり、その際には、手数料体系も含め、総合的に検討していくことが重要と考えます。 	無
意見2-2-5 携帯電話端末に設定されている「頭金」という表現は誤認を招く表現であり禁止すべき。		
<p>「頭金」という言葉について、本来とは異なる意味で用いられ、通常の商慣習における「頭金」は購入するモノの支払総額の中に含まれるものであるが、携帯</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ いただいた御意見については、参考として承ります。 ○ なお、通常とは異なる意味で「頭金」が用いられることにより利 	無

<p>電話販売店の「頭金」はモノの支払総額の外である。この「頭金」という用法は消費者の誤解を誘引しており禁止すべきである。「店舗手数料」などの消費者にとって誤解の無い語を使うべきである。</p> <p style="text-align: right;">【個人 12】</p>	<p>用者に誤解が生じていないか等関連の状況について速やかに検証が進められることが必要と考えます。</p>	
<p>意見2-2-6 改正法適合契約への移行後も既往契約に係る違約金の規定の効力が及ぶことで利用者に混乱が生じることは避けるべき。</p>		
<p>各事業者において、移行促進のための取組を実施している中、「一部の事業者では、移行後も、解約した既往契約の残余の拘束期間に新事業法適合契約を解約した場合には既往契約による違約金の支払いが発生し、利用者の混乱を招くおそれがあることが指摘されている。」(最終報告書案 P15)</p> <p>との記載通り、新事業法適合契約への移行後においてもなお、移行前の既往契約に係る違約金の規定の効力が及ぶこと(※)で、利用者に混乱が生じることは避けるべきです。</p> <p>したがって、総務省においては、利用者の混乱を招かないように、当該事業者に対して必要な指導をすべきと考えます。</p> <p>(※)定期契約のある既往契約者が、新事業法適合契約を申込み、既往契約における満了月の前月までに解約を行った場合は、既往契約における解約金(例:税抜 9,500 円)の支払いを要すること。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>○ 改正法適合契約への移行の促進に関し、各事業者では、改正法の趣旨を踏まえ、既往契約からの移行の際の違約金の免除等の取組を行っていますが、一部の事業者では、移行後も、解約した既往契約の残余の拘束期間に新事業法適合契約を解約した場合には既往契約による違約金の支払いが発生し、利用者の混乱を招くおそれがあることや、既往契約のうち残債免除を受けるための条件として指定端末の買換条件を有するものについては、施行日後も一定期間にわたり囲い込みが継続することが指摘されています。</p> <p>○ 本報告書案に記載したとおり、既往契約について、利用者の移行や自由な事業者選択を促進するため、事業者においては、利用者の混乱を招くことがないよう利用者への適切な周知を行うとともに、その条件についての見直しを含め、移行促進のための適切な対応の必要性について検討していくことが必要であると考えます。また、総務省においては、各事業者における既往契約の利用者の新事業法適合契約への移行の状況などを継続的に注視し、その状況に応じ、移行促進のためのさらなる対応の必要性について検討していくことが適当であると考えます。</p>	<p>無</p>
<p>docomo による違約金の留保期間については、他社 MVO と同様に、法の趣旨に照らし相当の対応して頂きたい。早期の MVNO への乗り換えや令和 2 年 4 月から MVO に参入するとされる楽天モバイルへの乗り換えの検討等、消費者が幅広い選択肢を得るためには上記留保期間の撤廃が特に重要と考えるからである。</p> <p style="text-align: right;">【個人 11】</p>		
<p>意見2-2-7 コンテンツとのセット販売について、競争上影響のない範囲で自由度を確保すべき。</p>		
<p>本報告書(案)では、通信サービスとコンテンツサービス等とのセット販売の手法に対して懸念が指摘されておりますが、自社内あるいは他社のサービスと組み合わせて提供することは一般的に行われており、消費者に多様な選択肢を提供するものと考えます。ただし、市場に大きな影響力を持つもの同士の場合、例えば大手MNOがコンテンツも提供する大手プラットフォームサービスの年間利用料を負担し、事実上、動画配信サービスが無料で提供されるケースなど、MVNOとMNOの競争環境やコンテンツ事業者間の競争に影響を与える可能性があるものについては、同列に扱うことなく注視が必要と考えます。</p> <p>MNO を含めた通信事業者とプラットフォーム・コンテンツ事業者との関係については、現在総務省にて策定中の「ゼロレーティングサービスの提供に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン(案)」においても触れられており、MNOとMVNOの競争環境、コンテンツ事業者間等における健全な競争環境を確保するといった観点から、一定規模以上の通信事業者について</p>	<p>○ 固定通信サービス、コンテンツサービス、決済手段等とのセット販売による割引等については、他のサービスの拘束力を用いた利用者の過度な囲い込みの懸念があること等が指摘されており、本報告書案に記載をしたとおり、総務省においては、利用者の過度な囲い込み等公正な競争を阻害する要因の有無等について、事業者の取組を継続的に注視していくことが必要であると考えます。</p> <p>○ なお、ゼロレーティングサービスにおける事業者間の関係等については、現在、ゼロレーティングサービスに関するルール検討ワーキンググループ等において議論が進められているものであり、御指摘の点については、今後の総務省での検討において参</p>	<p>無</p>

<p>は、ゼロレーティングの対象となるコンテンツ等の選定について、合理的かつ明確な基準を定め公開すべきなど、一定のルールが課される予定です。</p> <p>このようにゼロレーティングサービスを介した商品提供においては一定のガイドラインが作られようとしていますが、通信サービスとプラットフォーム・コンテンツ事業者等とのセット販売による連携については現状特段のルールが無いとも言えます。当社を含め中小の MVNO にとって、ゼロレーティングサービスは特徴あるコンテンツ事業者との連携によって大手 MNO との差別化をはかることも可能な手法でもあり、ユーザーにとっても選択肢が広がるものと考えます。今後も、中小MVNOのゼロレーティングサービスの提供に関し、引き続きその自由度が保たれることが必要であると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社ジュピターテレコム】</p>	<p>考とされることが適当と考えます。</p>	
<p>意見2-2-8 契約解除時に違約金等の追加コストが発生するものでなければ、「利用者の囲い込み」とは言えない。</p>		
<p>弊社が提供するセット販売による割引は、単に複数の商材を利用される利用者に割引を実施しているものであり、当該セット契約の解除時に違約金等の追加コストが発生するものではなく、利用者は、通信契約の期間に関係なく通信契約及び他の商材の契約を変更又は解約することが可能であり、通信契約の契約期間を拘束する性質はないことから、「利用者の囲い込み」には該当しないと考えます。</p> <p>また、複数の商材を利用する利用者に対して、割引という形で利益を提供すること自体、一般的な商慣習であり、違約金等が設定されていない割引自体にも拘束性があると見ることは通信サービスのみならず、他業界のサービスにも影響が波及するものと考えます。</p> <p>したがって、本報告書案の「利用者の囲い込みの懸念がある」という記載については削除することを要望します。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ 固定通信サービス、コンテンツサービス、決済手段等とのセット販売による割引等については、他のサービスの拘束力を用いた利用者の過度な囲い込みの懸念があること等が指摘されていることから、原案を維持することとします。</p> <p>○ なお、本報告書案に記載をしたとおり、総務省においては、利用者の過度な囲い込み等公正な競争を阻害する要因の有無等について、事業者の取組を継続的に注視していくことが必要であり、その際、モバイル市場のみならず、固定通信サービス市場等の隣接する通信市場における動向についても確認していくことが適当であると考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見2-2-9 端末購入補助の上限が5G端末の普及に悪影響を及ぼすことを懸念。5G時代においては、事業者が自由に活動できる環境が必要。</p>		
<p>1、5G 普及促進について</p> <p>日本では今年上半期に予定されていますが、次世代モバイル技術の導入時点においては、インフラ整備やネットワーク構築を進めることと同時に、利用者の端末入手を促す環境づくりの政策が極めて重要であり、5G 導入促進税制(令和 2 年度税制改正大綱)をはじめとする、ネットワーク化を後押しする最近の日本政府の取組を大変歓迎しております。</p> <p>しかしながら、昨年 4 月の研究会の「中間報告書(案)」および 7 月の「電気通信事業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令等の整備等」に対する意見募集に際しても意見提出させていただいたとおり、今般の政策変更が 5G の端末普及に悪影響を及ぼすことを懸念しております。特に、昨年 10 月の電気通信事業法改正の施行による、端末代金と通信料金の完全分離を目指した端末補助の上限設定による影響が懸念されます。</p> <p>3、最後に</p>	<p>○ 施行規則第 22 条の 2 の 16 の規定は、通信契約とセットで行われる端末代金の値引き等の利益の提供について、改正法で一律禁止している端末の販売等に際する通信料金の割引の潜脱防止のため通信契約の継続を条件とするものは一律禁止し、そうした条件のないものには、当面端末の値引き等に一定の上限を定めるものであり、通信契約とセットではなく、通信契約の有無にかかわらず行われる端末販売や、通信契約と紐付かない端末単体販売については、端末代金の値引きについての制限はありません。今後、5G 端末の普及に向けて、端末メーカーや事業者等による端末自体の魅力の訴求や価格の低廉化が図られることが期待されます。</p> <p>○ なお、総務省では、改正法の施行後、毎年、改正法により講じ</p>	<p>無</p>

<p>モバイル市場の競争環境を促進するという目的については全面的に支持いたしますが、継続利用を条件とする今般の端末補助規制が、意図しない結果を招く恐れが否定できないため、今後も様々な対応を柔軟にご検討いただきますよう要望いたします。</p> <p>研究会の基本的視点のひとつとして「技術進歩の成果を利用者が享受できる環境の確保」が掲げられているとおり、最先端技術である 5G サービスを日本の利用者が早期に広く享受できるようにすることを何より重視しなければならないと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【クアルコムジャパン合同会社】</p>	<p>た措置の効果やモバイル市場に与えた影響などについて評価・検証を行い、その結果を踏まえて今般の制度整備の内容などの見直しの必要性について検討することとしています。</p>	
<p>「通信料金そのものの水準の低廉化による利用者に対する還元、料金体系の一層の透明化など利用者にとって魅力的なシンプルで分かりやすい料金プランの工夫や、利用者の過度の囲い込みという懸念への対応を図ることが求められる。」(最終報告書案 P16) との記載通り、改正法遵守のもとで、お客さまによりご満足いただけるよう、分かりやすい説明と利便性の高いサービスの提供に努めて参ります。</p> <p>他方、5G 時代では、これまで以上に多様な業種のプレーヤーが、通信と様々な商品・サービスを一体的に提供することが想定され、そのような時代においては、事業者の創意工夫によって新たな需要を創出することで、競争促進のみならず、産業の発展や消費者の利益に寄与することが重要です。そのため、事業者が自由に活動できる環境が必要だと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>		
<p>第2章 利用者料金に関する事項</p> <p>3. 行き過ぎた囲い込みの是正</p>		
<p>意見2-3-1 継続利用割引は違約金の水準を超えない範囲では許容されるべき。</p>		
<p>「期間拘束を伴う通信契約等の行き過ぎた囲い込み～」</p> <p>端末の割賦購入と、通信の長期契約は分けて整理すべきであった。端末と通信契約が分離された今、端末をどのような期間のローンで購入するかは基本的に消費者の自由である。(ただし、ローン期間は端末のサポート期限内とすべきである)一方、通信の長期契約による割引は、違約金が割引による利益を上回らない限り自由でかまわないと考える。たとえば、1 年契約で毎月 1000 円割引(年あたり 12000 円割引)、ただし途中解約は 10000 円の違約金、という契約方法は必ずしも禁止すべきものではなく、消費者の選択にまかせるべきである。</p> <p style="text-align: right;">【個人 12】</p>	<p>○ 過度な期間拘束契約は、スイッチングコストにより利用者を過度に拘束し、電気通信事業者間の公正な競争を阻害するものと考えられるため、今般の制度改正において、契約の解除を不当に妨げるおそれがある提供条件が設定されることがないよう、違約金の額の上限を 1,000 円とする規律等を設けており、行き過ぎた期間拘束が是正されることにより、利用者が電気通信事業者を乗り換える上での制約が減少し、電気通信事業者間の公正な競争が促進されることが期待されます。</p> <p>○ なお、総務省では、改正法の施行後、毎年、改正法により講じた措置の効果やモバイル市場に与えた影響などについて評価・検証を行い、その結果を踏まえて関係省令等の内容などの見直しの必要性について検討することとしています。</p>	<p>無</p>
<p>意見2-3-2 MNP 予約番号発行時に行われる利益の提供が囲い込みにつながっている。</p>		
<p>「予約番号の取得の際の過度の引止め」</p> <p>MNP 予約番号発行の際に特別なポイントなどを発行する、などの引止め策は MNP の趣旨を</p>	<p>○ MNP 時の移転元事業者による引き止めについては、「モバイル市場の公正競争促進に関する検討会」報告書(2018 年4月)</p>	<p>無</p>

<p>歪めており禁止すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【個人 12】</p>	<p>において、「強引な引き止めについて、実態把握を総務省で実施し、不適正なものがある場合には、その適正化を事業者に働きかけることが必要である。」とされています。</p> <p>○ 本研究会による「モバイル市場の競争環境に関する研究会中間報告書」(2019年4月)において記載のとおり、総務省が2018年9月に実施した強引な引止めに係る実態把握やコールセンターの混雑状況についての実態調査においても、MNP 手続きの申込みを行う利用者限定した値引きやポイント及びクーポンの付与、特定の移転先への勧誘行為等の存在が確認されたことから、総務省において、引き続き、状況を注視することが必要であると考えます。</p>	
<p>意見2-3-3 SIM ロックを設定することを原則禁止にすべき。</p>		
<p>事業者においては、その販売する端末の詐取や盗難防止に関して、SIM ロックという利用者負担を生じさせる方法以外の方法によることを含めて、見直しを検討していくことが求められるとの方向性に賛成いたします。</p> <p>SIM ロックは、役務を提供する事業者の変更等に伴う他の事業者の役務の利用や海外渡航時の役務の利用に際しての端末の利用に制限を設けることで利用者の利便を損なうとともに、役務の料金やサービス内容の差別化による競争を阻害する要因にもなります。特に eSIM の普及により 2 回線目の契約を行う等の新たなニーズが生まれてくるものと考えられるところ、SIM ロックによりこのニーズが阻害されることが懸念されます。</p> <p>よって SIM ロックを設定した端末を販売することは、電気通信の健全な発達及び利用者の利益の確保に支障が生じる恐れがあることから、事業者に対しては SIM ロックを設定することを原則禁止すべきではないでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>○ SIM ロックは、割賦代金不払い行為等への対策として行われるものである一方で、他の事業者の役務の利用や海外渡航時の役務の利用に際しての端末の利用に制限を設け、利用者の利便を損なう要因になること等となることから、SIM ロック解除ガイドラインでは、SIM ロックを設定すること自体を禁止するものではありませんが、事業者に対して、原則として自らが販売した全ての端末について SIM ロック解除に応じるよう求めることとしつつ、一定の場合には例外として SIM ロックの維持を認めています。</p> <p>○ その上で、2019 年 11 月の SIM ロック解除ガイドラインの改正では、事業者に対し、割賦で端末を購入した者であっても、一定の信用確認措置に応じたものについては SIM ロック解除に応じること等が義務付けられています。</p> <p>○ 本報告書案に記載をしたとおり、総務省においては、事業者における SIM ロック解除ガイドラインへの対応状況や実際の SIM ロック解除件数など、関連の状況を継続的に注視していくことが適当であると考えます。また、今後、新たに eSIM が普及し、更に、SIM カードがない携帯端末が出てくることも考えられるところ、eSIM においても SIM ロックが設定されるようなことがないか等、総務省においては、eSIM に係る状況についても注視していくことが求められると考えます。</p>	無
<p>意見2-3-4 SIM ロック解除のオンライン手続は必要最低限のプロセスで完了するようになっている。</p>		
<p>SIM ロック解除のオンライン手続に関し、手続開始ページが見付けられない、手続に必要な画面遷移が多いとの記載がありますが、弊社においては、My SoftBank トップページのメニューリス</p>	<p>○ SIM ロック解除のオンライン手続については、手続開始ページが見付けづらい、手続に必要な画面遷移が多い等、手続が煩</p>	無

<p>トから、もしくはログイン後、「SIM ロック解除」で検索をすることで、すぐに手続開始ページにたどりつくことができ、IMEIの入力等必要最低限のプロセスで手続が完了します。また、ホームページではオンラインでの画面遷移付で手続きを解説しています。</p> <p>今後とも利用者の利便性を確保するため、より容易で分かりやすい手続となるよう努める所存ですが、現状においても大きな課題はない認識です。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>雑であるという指摘もあるところ、事業者においては、利用者の利便性を確保するため、利用者から見てより容易でわかりやすい手続となるよう改善のための検討を行っていくことが求められるものと考えます。</p>	
<p>意見2-3-5 eSIM の SIM ロックについてもガイドラインの規定の対象とすべき。</p>		
<p>18 ページの構成員意見にも言及されております通り、MNO が販売する eSIM スロット搭載 iPhone においては既に SIM ロックが設定されているケースがあります。一方で SIM ロック解除ガイドラインにおいては SIM ロックについて、「特定の SIM カードが差し込まれた場合のみ動作するよう設定された端末上の制限をいう」とされており、eSIM に対する SIM ロックは当該ガイドラインの対象からは現状除外されていると見受けられます。</p> <p>物理的な SIM の差替えが不要という eSIM の利点を阻害する仕組みが存在しかつその解除がルール化されていないことは明らかに利用者利便を損ないます。よって eSIM も物理 SIM と同様に当該ガイドラインの対象となるよう、また SIM ロック解除の申出に対しては必ず物理 SIM・eSIM を問わず、全ての SIM ロックを同時に解除するよう、早急に当該ガイドラインを改正いただけるよう要望いたします。</p> <p>また本報告書においても注視するにとどまらず、eSIM に関する課題について積極的に検討・解消されるよう取り組みを促す記載としていただきますようお願い申し上げます。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在、eSIM による契約を提供しているのが一部の事業者に限られているため、SIM ロック解除ガイドラインでは、SIM カードについては、「事業者との間で役務の提供を内容とする契約を締結している者を特定するための情報を記録した電磁的記録媒体をいう。」こととしており、eSIM は含まれません。 ○ 総務省においては、事業者による eSIM による契約の提供状況等関連の状況を注視し、必要に応じて対応を検討することが適当であると考えます。 	<p style="text-align: center;">無</p>
<p>意見2-3-6 SIM の種類が複数あるのは、利用者に必要なそれぞれの機能を提供するためである。</p>		
<p>SIM の種類については管理や制御のため、サイズ毎に、端末、通信方式、音声方式、特定の海外キャリアへのローミングの有無、その他機能の別により SIM を区分することで、利用者に必要なそれぞれの機能を提供しているものです。</p> <p>引き続き、利用者が混乱しないよう、周知等を適切に実施することで対応していく予定です。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本報告書案に記載をしたとおり、SIM カードの種類が複数ある場合、端末の交換に伴い SIM カードの交換も必要になり、利用者に混乱を及ぼす可能性もあることから、利用者の利便性を確保し、その混乱が生じないよう、利用者に対する十分な周知その他の必要な対応を図っていくことが求められるものと考えます。 	<p style="text-align: center;">無</p>
<p>意見2-3-7 2015 年夏以前に発売した端末についても SIM ロック解除を義務化して欲しい。</p>		
<p>携帯電話の SIM ロック解除ですが 2015 年夏発売以前の機種も対象にしてほしい。全ての機種をロック解除義務化してほしい。</p> <p style="text-align: right;">【個人8】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 27 年 4 月 30 日以前に販売された端末については、SIM ロックを解除する前提で設計・製造が行われておらず、また、他事業者のサービスの利用に必要な技術基準適合証明等を受けていない場合もあるため、SIM ロック解除ガイドラインにより SIM ロック解除が義務付けられているものではありません。なお、一部の端末については、事業者による自主的な SIM ロック解除の対応が行われているものと承知しています。 	<p style="text-align: center;">無</p>

意見2-3-8 MNP 手続に関する取組について賛同。		
<p>利用者の利便性を確保するため、事業者においては、より容易で分かりやすい手続となるよう改善のための検討を行っていくことが求められるとの方向性に賛成いたします。本報告書では現在のオンライン手続についての課題が例示されており、これらの観点から各事業者における今後の取り組みを継続的に確認・評価いただくことを要望します。</p> <p>事業者においては、MNP における利用者の利便性を確保するための取組が求められるとの方向性に賛成いたします。またその具体例として、当社の主張する受付時間の制限についても言及いただきありがとうございます。いつでもアクセスできるウェブサイトの特性を考えると、メンテナンス時等を除き原則 24 時間対応とされるべきと考えております。</p> <p>MNP 制度やその仕組みは関係事業者間の連携により実現されていることから、利便性確保には事業者間協議による合意形成が必要不可欠です。総務省殿に置かれましては係る事業者間協議の状況を引き続き注視いただきますよう、お願い申し上げます。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>○ 本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ なお、MNP 手続については、MNP の理由の入力や手続に必要な画面遷移が多い等の煩瑣な手続、受付時間の制限、一部の事業者における番号取得までの所要時間等が依然として事業者の乗換えコストとなっているとの指摘があることから、本報告書案に記載をしたとおり、事業者においては、利用者の利便性を確保するため、利用者から見てより容易でわかりやすい手続となるよう改善のための検討を行っていくことが求められると考えます。</p>	無
意見2-3-9 MNP のオンライン手続は必要最低限のプロセスで完了するようになっている。		
<p>現状においてもオンラインでの MNP 手続きの画面遷移に関しては、ログインやメニューの選択、電話番号・暗証番号の入力等の本人確認、手続き内容の選択及び注意事項説明等、利用者が必要最低限の内容を説明するための構成となっており、MNP 理由のヒアリングについても、サービス品質向上の観点において必要最小限で実施しています。</p> <p>したがって、「事業者の乗換えコストとなっている」との指摘には当たらないと考えますが、引き続き、利用者の利便性を確保するよう努める所存です。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ MNP のオンライン手続については、手続開始ページが見つけづらい、手続に必要な画面遷移が多い等、手続が煩雑であるという指摘もあるところ、事業者においては、利用者の利便性を確保するため、利用者から見てより容易でわかりやすい手続となるよう改善のための検討を行っていくことが求められるものと考えます。</p>	無
意見2-3-10 MNP 手数料は MNP 手続を行う者にだけ負担を求めるべき。		
<p>MNP 手続きに係る金銭的コストをどのような範囲の主体で負担すべきかの検討については、MNP 手続きを行わない利用者にも MNP 手続きの対価の負担を求めることを含めて検討を進めていくことされていますが、MNP 手続きを行わない利用者には不要な費用をご負担頂くこととなり、公平性や利用者応分負担の観点を踏まえれば理解を得られないと考えます。MNP 手続きに係る費用は受益者となる MNP 手続きを行う利用者にご負担いただくことが適切であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>○ MNP に係るコストの負担の在り方については、御指摘の御意見も含めて、MNP 手続の改善と併せて、速やかに検討が進められることが必要と考えます。</p>	無
意見2-3-11 MNP 手数料は利用者全体で負担すべき。		
<p>MNP に係るコストの負担の在り方について、今後、継続して検討を進めていくことが求められるとの方向性に賛成いたします。一方で先進国の多くの国においては、利用者における利益の保護と事業者間の公正な競争を促進する観点から、MNP を利用する者には手数料の負担をさせず、利用者全体が負担する仕組みとしていることも鑑み、早期に検討を進めていただき、また制度整備を行っていただくようお願い申し上げます。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>○ MNP に係るコスト負担の在り方について検討を進めるとの考え方への賛同の意見として承ります。MNP に係るコストの負担の在り方については、MNP 手続の改善と併せて、速やかに検討が進められることが必要と考えます。</p>	無

意見2-3-12 手数料についての介入は過度な制限であり避けるべき。		
<p>改正電気通信事業法の施行に伴い、端末代金と通信料金の分離や期間契約における違約金の低廉化、撤廃がなされましたが、小売料金については、通信事業者各社の経営戦略そのものであり、原則、自由競争に委ね、拙速な規制介入は避け、且つ、規制の介入は最小化すべきと考えます。手数料についても小売り料金の一部であり、当該領域に対する更なる規制はサービスの自由度を不当に制限する懸念が高いと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ 小売料金については、各社の経営戦略に関わるものであることは御意見のとおりですが、本報告書案に記載をしたとおり、解約事務手数料や新規契約手数料等については、違約金やMNP手数料とともに事業者変更の際にかかる金銭的成本であることから、総務省においては、利用者の事業者の乗り換えコストとして総合的に確認していくことが求められると考えます。</p>	無
意見2-3-13 事務手続に係る手数料は実費相当とし、違約金に相当するような懲罰的な手数料を取ることを禁止すべき。		
<p>「利用者の事業者の乗換えコストについて、違約金及びMNP手数料以外にも解約事務手数料や新規契約手数料等が存在する」</p> <p>解約手数料・新規契約手数料はその事務にかかる実費相当とし、違約金に相当するような懲罰的な手数料を取ることを禁止すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【個人12】</p>	<p>○ 電気通信事業者の乗換えに当たっては違約金以外の事務手数料も必要となりますが、これら事務手数料が合理的な理由なく高額に設定される場合などには、違約金と同等の効果を有する可能性もあることから、総務省において状況を注視していく必要があると考えます。</p>	無
意見2-3-14 固定回線の違約金の水準にも規律を設けるべき。		
<p>違約金を1,000円にした結果として、解約手数料、新規手数料の価格の根拠について、金額の重さから疑問が湧いた。MNP手数料も新規事務手数料も事業者によって異なるが、違約金を1,000円に一律にした中で、スイッチングコストは手数料を含めた総体なので、手数料の根拠を詰める必要がある。</p> <p>御意見</p> <p>会議において上記の意見がでていますが、SIMロックと違約金1,000円のプランが各社から出始めて以降、携帯電話会社は違約金が1,000円ではなく数万となる光回線(NTTドコモ・ソフトバンク)やCATVサービス(KDDI)を併売して携帯電話と付随サービスの解約手続きで利用者に解約を思いとどませるような行動に走っています。</p> <p>これが過度に進めば携帯市場の流動性が失われる結果となる為、利用料金に占める割合は携帯電話料金>付随サービスであることから付随サービスの違約金水準も携帯電話契約のルールに準じる必要があると思われます。</p> <p>特に光回線はもはや違法なレベルのキャッシュバックによる過当競争と、データ通信を殆ど利用しない高齢者や既に1カ月の利用パケットデータ量が携帯電話契約の容量で十分な顧客に虚偽説明で必要だと認識させ不当に販売するという行為が日常化している。</p> <p>このような状態を改善する為にも携帯電話会社と付随サービスの提供会社による共謀を是正させる必要があると思われます。</p> <p style="text-align: right;">【個人3】</p>	<p>○ 電気通信事業者の乗換えに当たっては違約金以外の事務手数料も必要となりますが、これら事務手数料が合理的な理由なく高額に設定される場合などには、違約金と同等の効果を有する可能性もあることから、総務省において状況を注視していく必要があると考えます。</p> <p>○ 固定通信サービス、コンテンツサービス、決済手段等とのセット販売による割引等については、他のサービスの拘束力を用いた利用者の過度な囲い込みの懸念があること等が指摘されており、本報告書案に記載をしたとおり、総務省においては、利用者の過度な囲い込み等公正な競争を阻害する要因の有無等について、事業者の取組を継続的に注視していくことが必要であり、その際、モバイル市場のみならず、固定通信サービス市場等の隣接する通信市場における動向についても確認していくことが適当であると考えます。</p>	無

第2章 利用者料金に関する事項		
5. 端末市場の活性化		
意見2-5-1 端末と通信料金の分離により、端末と通信サービスそれぞれで、各社が切磋琢磨することを期待。		
<p>「ハイエンド端末を中心に過度な端末購入補助～(中略)～市場メカニズムが有効に機能していない」</p> <p>契約者全体の通信料金を原資としてハイエンド端末への値引き額が大きいことにより、ミッドレンジ・ローエンドと価格が大きく変わらず、結局皆がハイエンド端末を購入する、という市場は異常であった。端末と通信料金の分離により、端末と通信サービスそれぞれで、各社が切磋琢磨することを期待する。</p> <p style="text-align: right;">【個人 12】</p>	<p>○ 改正法による通信料金と端末代金の完全分離に対する賛同の御意見として承ります。</p>	無
意見2-5-2 5G端末の普及に向け、必要に応じて規律の見直しを行っていくべき。		
<p>「2020年春に発売される予定の5G端末に係る状況等について、継続的に注視していくことが重要である。」(最終報告書案 P25)の通り、当社は、お客さまの様々なニーズにお応えできるよう、今後も努めて参ります。</p> <p>他方、5G通信サービスが普及するためには、早期かつ広範囲なエリア整備に加え、5G対応の端末を早期かつ多数の方にご利用いただくことが重要です。公正競争を維持、確保しつつ、利用者間の不公平が生じない範囲で、適時適切に規律を見直すことを要望致します。これは、産業振興および地方創生にも資すると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>○ 本報告書案における改正法に関する評価・検証の実施について、対応の方向性に対する賛同の御意見として承ります。</p>	無
第2章 利用者料金に関する事項		
6. 広告表示の適正化		
意見2-6-1 事業者及び販売代理店が端末のみの購入等を条件に利益の提供を行う場合は、店頭広告等においてもその旨が適切に表示されることが望ましい。		
<p>改正電気通信事業法(以下、「新事業法」という。)の施行により、通信料金と端末代金の完全分離を通じた過度な端末購入補助等や期間拘束等による行き過ぎた囲い込み競争の是正が図られることで、お客さまが通信サービスと端末それぞれを自由に比較し、選択することが可能になると考えます。</p> <p>そうした中、本最終報告書(案)においても、新事業法の適正な執行の確保に向け、事業者及び販売代理店双方に対して、新事業法の遵守・徹底、公正な競争環境の維持及び広告表示の適正化が必要であるとされています。</p> <p>新事業法においては、通信サービスの利用者以外を対象に、端末のみの購入等を条件に利益の提供を行うことは禁止行為の対象外とされていますが、事業者及び販売代理店が端末のみの購入等を条件に利益の提供を行う場合は、利用者が特段の混乱なく円滑に端末のみを購入等することが出来るよう、店頭広告等においてもその旨が適切に表示されることが望ましいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 NTT ドコモ】</p>	<p>○ 施行規則第22条の2の16の規定による端末代金の値引き等の規律の適用を受けない、通信契約とセットではなく、通信契約の有無にかかわらず行われる端末販売や、通信契約と紐付かない端末単体販売については、通信契約者以外も端末の購入が可能であることについて、消費者が誤認をすることがないように適切な表示等を行うことが必要だと考えます。</p>	無

意見2-6-2 広告の内容について過剰な規制は課せられるべきではない。		
<p>広告表示の適正化については、事前チェックの取り組みとして、消費者庁殿からの通達を踏まえ、2018年12月から、弊社ショップ等に対して、弊社が許可する様式以外の広告掲示物の掲示を認めない等の仕組みを導入しています。</p> <p>また、定期的な代理店監査の実施、店舗の外観写真を視認し、広告物をチェックする仕組みの導入、違反報告フォームの設置等、事後チェックの取り組みも実施しており、新たな体制の下、不適切な広告物が出回ることのないよう対処し、一定の効果が得られているものと認識しています。</p> <p>これらの取り組みを推進し、徹底する一方で、広告の内容についての規制は必要最低限であることが望まれることから、広告における営利的表現の自由の範囲においては、過剰な規制が課されることの無いよう、留意頂くことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 表現行為である広告の内容についての規制は、必要最小限であることが望ましく、電気通信事業者等の関係者において、景品表示法上問題となるおそれのある広告など不適切な広告が掲示されないよう、自主的な取組を強化することが望ましいと考えます。 ○ 各携帯電話事業者や電気通信サービス向上推進協議会において広告表示の適正化に向けた新たな自主的な取組を行う予定であることから、それらの取組の着実な実施が期待されることとあり、総務省において、その実施状況等について注視していくことが適当であると考えます。 	無
第2章 利用者料金に関する事項		
7. 改正法施行後の状況の評価・検証		
意見2-7-1 市場の動向を踏まえ、適宜制度の見直しをすべき。		
<p>利用者料金に関する事項において、スイッチングコストの一層の低廉化を目的としたものについては当協会MVNO委員会が公表した「MVNOの事業環境の整備に関する新政策提言」(2018年10月18日)にて提言した方向性と一致するため、基本的に賛同いたします。</p> <p>一方で、緊急度が高かったということは認識するものの、モバイルサービス等の適正化に向けた緊急提言(2019年1月)から制度整備(2019年10月)に至るまでの期間が極めて短かったことから、有識者の間においても十分なコンセンサスが得られたものか疑問があるとともに、規制対象の一部にMVNOが含まれることに関しては、MVNOが安心・安全に利用できる高度で多様なサービスの提供を通じて、社会的課題を解決し、もってICTによる新たな価値を醸成していこうとする意欲を削ぐことになりかねないとの懸念もあります。</p> <p>そのため、今回の制度整備に関する効果や影響等について適時に評価・検証する等十分にフォローアップいただきつつ、そのなかで、今回の制度整備によりモバイル市場が大きく変化した、あるいは悪影響が生じていると判断される場合には、速やかに所要の見直しを図っていただくことが必要と考えます。</p> <p>なかでも、MVNOにかかる以下の点に関しては、時を置かずしっかりと議論・検討いただくことを強く要望いたします。また、以下④のような濫用行為に対しては速やかな対処が必要なため、顕在化した際には行政においても関係事業者と協調しつつ迅速に対応いただくようお願いいたします。</p> <p>①対象となる事業者について、省令において利用者の割合が0.7%(≒100万利用者)と設定されること、これが競争環境に影響を及ぼしうる閾値として妥当なのか、またこの閾値を越</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 改正法の規律の対象となる事業者については、施行規則第22条の2の15において、電気通信事業者間の競争に及ぼす影響が少ないものとして禁止行為の適用対象から除外する電気通信事業者に係る利用者数の割合として、MNO及び当該MNOの特定関係法人であるものを除くMVNOについて0.7%と定めています。この基準は、現在のモバイル市場における競争の状況などを踏まえて定めるものであり、それらの状況などに変化がある場合には、必要に応じ、見直しを検討していくことが適当と考えます。 ○ 改正法の規律の対象となる役務は、電気通信事業法第27条の3第1項の移動電気通信役務を指定する件(令和元年総務省告示第166号)第1項において携帯電話サービス及びBWAサービスを指定しており、同第2項第4号により、IoT機器等の通信モジュール向けの役務等は対象役務から除外されています。指定対象となる移動電気通信役務については、現在のモバイル市場における競争の状況などを踏まえて定めるものであり、総務省では、改正法の施行後の状況について毎年度評価・検証を行い、その結果を踏まえて見直しの必要性について検討することとしています。 ○ 継続利用割引は、①高額な端末購入補助に伴う利用者間の 	無

<p>えるとビジネス構造を転換しなければならないということが数多のMVNOの事業活動を抑制的なものとさせないか。</p> <p>②今回の措置が、eSIM、IoT、5Gといったモバイル市場における新しいビジネスの利活用や普及の妨げとならないか。</p> <p>③これまでの政策議論等において、長期利用者への還元を如何に促進するかが一つの観点であったなか、今回の措置においては長期利用割引等に対して一定の規律を設ける方向となっていることについて、政策の連続性や利用者利益の観点から齟齬はないか。</p> <p>④高額キャッシュバック等目当てでMNP転入・転出を繰り返すホッピング行為を防ぐ目的でMVNOが6か月～12か月程度の最低利用期間とともに設定している違約金の額も、省令において1,000円以下とすることが求められるなか、濫用行為が生じた場合に対処できるか。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人 テレコムサービス協会】</p>	<p>不公平の是正と②利用者による事業者変更の抑制という2つの異なる側面を有していますが、施行規則第22条2の17第6号では、改正法による措置を講じること等に伴い、①の側面への対応の必要性が低下する一方で、②の側面への対応の必要性が高まっていることを考慮しつつ、継続利用割引の上限として、1年間で利用料金1年分としているものと承知しています。</p> <p>○ 新事業法の規律に違反する事案がある場合には、総務省において、速やかな改善が図られるよう厳格な執行を迅速に行っていくことが必要と考えます。</p> <p>○ 総務省では、御指摘のMVNOの事業活動へ与える影響、モバイル市場における新たな潮流などを含め、改正法の施行後、毎年、改正法により講じた措置の効果やモバイル市場に与えた影響などについて評価・検証を行い、その結果を踏まえて今般の制度整備の内容などの見直しの必要性について検討することとしています。</p>	
<p>改正法施行後のモバイル市場について、定性的・定量的に評価・検証することが、市場の健全な競争環境の維持・向上に資すると考えるため、賛同いたします。</p> <p>また、これまで多くのMVNOでは、高額キャッシュバック目当てのMNP濫用行為を防止する観点から、1年程度の最低利用期間を設け、当該期間内の解約に対して違約金を設定しておりましたが、改正法施行後は違約金を1000円以下に設定することが求められます。この点、事業法改正により、高額キャッシュバック自体が無くなるのが期待されること、潜脱的な行為等により、MNP濫用行為が継続する可能性も考えられますので、総務省殿においては、今後も市場動向を引き続き注視いただくとともに、仮に問題が生じていることが確認された場合には、制度的な対応等、速やかに問題解決に向け取り組みをおこなっていただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>	<p>○ 本報告書案における改正法に関する評価・検証の実施について、対応の方向性に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ 本報告書案に記載したとおり、今般の制度整備の趣旨に反する潜脱行為について、関連の状況を注視する中で仮に該当する事例が生じるような場合には、総務省において、必要な対応が行われることが適当と考えます。</p>	無
<p>意見2-7-2 評価検証に当たっては、端末部品メーカーからもヒアリングを行うべき。</p>		
<p>2、改正法施行後の状況の評価・検証について</p> <p>通信料金収入を原資とする端末代金の値引き等の誘因力に頼った競争慣行の根絶に向けた規制によるモバイル市場の変革の状況を継続的に注視し、関係者(通信事業者、販売代理店、業界団体、メーカー等)からのヒアリングを続けることが重要、とする点に賛同いたします。</p> <p>ただしこの「関係者」に、もし端末の部品メーカーが含まれていないようであれば、これらのメーカーからの意見も聴取していただくよう要望します。</p> <p>更に、評価・検証を進めるにあたっては、国内のみならず海外における状況も参考にすると、この点は重要で、5Gのサービスを先行して開始している諸外国から学ぶ点は多いと考えており、日本でのサービス開始に先立って、すでに多くの分析が公表されていると承知しています。</p>	<p>○ 改正法の施行後のモバイル市場に関する今後の評価・検証について、報告書案の対応の方向性に対する賛同の御意見として承ります。評価・検証にあたっては、幅広い関係者の意見を踏まえ、また、国内のみならず海外における状況も参考としつつ、総合的に行うことが重要と考えます。</p> <p>○ 今般の制度整備は、我が国において大きな問題となっている端末代金の大幅な値引き等により電気通信事業者が通信契約の利用者を誘引するモデルを2年を目途に事実上根絶することを目指して当面通信契約とセットで行われる端末の値引き等を厳しく制限することとするものであり、通信契約とセットではなく、</p>	無

<p>弊社においても 5G 商用サービスが開始されている諸外国における端末補助の範囲について先行的な分析を実施したところ、補助はごく一般的な手法であることが判明し、5G の普及促進に貢献したことが実証されました。(例: 韓国、米国)</p> <p>例えば韓国では、継続利用を条件とする端末補助によって5Gが急速に普及し、利用者は2019年の11月までに440万人以上に上りました。弊社ではこの分析を続け、随時情報提供して参ります。</p> <p style="text-align: right;">【クアルコムジャパン合同会社】</p>	<p>通信契約の有無にかかわらず行われる端末販売や、通信契約と紐付かない端末単体販売については、端末代金の値引きについての制限はありません。</p> <p>○ この制度整備により通信・端末のそれぞれの市場での競争がより働くようになり、今後、5G 端末の普及に向けて、端末メーカーや事業者等による端末自体の魅力の訴求や価格の低廉化が図られることが期待されます。</p>	
<p>意見2-7-3 報告規則等の報告項目を随時見直すべき。</p>		
<p>今般の改正電気通信事業法の施行に伴い、報告項目が更に膨大となり、事業者における負荷や対応コストも過剰となっています。総務省殿にて実施されている分析や検証は必要なものと認識していますが、真に必要な分析、検証データであるか、継続して精査を行って頂き、必要性の乏しくなった過去の報告項目を整理の上、早期に統廃合を実施頂くことも併せて要望します。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ 総務省では、「電気通信事業法の一部を改正する法律によるモバイル市場の公正な競争環境の整備に関する基本的考え方」(令和元年8月)のとおり、改正法の施行後、毎年、改正法により講じた措置の効果やモバイル市場に与えた影響などについて評価・検証を行うこととしています。その際には、関係事業者からの報告等により必要なデータを幅広く収集し、可能な限り透明性を確保しつつ、定性的な分析のみならず、定量的な分析を綿密に行うこととしているところであり、必要な情報の報告を受けするため、報告規則が改正されています。</p> <p>○ 総務省においては、評価・検証を行うにあたり、事業者からの報告を受けたデータを適切に活用することが求められると考えます。</p>	<p>無</p>
<p>今般の改正事業法の施行に伴って、事業者は報告規則や報告徴収で、既に対応している数多くの定量データの報告に加えて、更に多くの定量データについて総務省に報告することとなりました。</p> <p>総務省は、報告規則等で事業者から報告を受けた定量データ等を分析することで、市場の動向を把握するとともに、実施した制度・政策等を評価・検証し、適宜適切に制度・政策等の見直しを行っていくものと理解しております。</p> <p>したがって、総務省においては、事業者から報告をうけた定量データや海外における状況等の分析を行い、改正事業法施行後の代理店の運営状況、スマートフォン端末の販売状況、日本と海外の 5G 端末の普及状況など、改正事業法施行による効果・影響等を評価・検証し、適宜適切に規律を見直していただきたいと考えます。</p> <p>一方で、事業者が求められる報告項目が多く、事業者における報告対応の作業は非常に大きな負担となっています。要請報告第 33 号(改正事業法施行の前後の動向を観察するものなど)のように、目的を終えた時点で報告を終了する、また、報告項目としていたものの、仮に分析・検証に使用されないデータがあった場合には、速やかに報告の対象から外すなど、適宜見直しを図っていただくよう要望します。</p> <p>参考)今般追加された報告</p> <p>●報告規則</p> <p>様式第 20 の 4「移動電気通信役務に係る契約等の状況」</p> <p>様式第 20 の 5「移動電気通信役務に係る新規契約数等の状況」</p> <p>様式第 20 の 6「移動電気通信役務に係る収入の状況」</p> <p>様式第 20 の 7「違約金等の定めがある契約の提供の状況」</p> <p>様式第 20 の 8「継続利用割引等の提供の状況」</p>		

<p>様式第 23 の 3「届出媒介等業務受託者への支払金の支出の状況」 様式第 23 の 4「移動端末設備の製造事業者への支払金の支出の状況」 様式第 23 の 5「経済的利益の提供状況報告」 様式第 23 の 6「在庫端末等の購入等を条件とした利益の提供状況報告」 様式第 23 の 7「移動端末設備の取扱状況」</p> <p>●要請報告(第 33 号) ①スマートフォン向け通信サービスの提供に関する契約 ②スマートフォンの販売 ③端末の購入を条件とした通信料金の割引 ④端末購入者に対する端末代金の割引 ⑤端末買換えサポートプログラム ⑥通信役務の継続利用を条件とした端末購入者に対するキャッシュバック、ポイント付与、商品券等 ⑦契約代理業者への支払金の支出状況</p> <p>●要請報告(第 135 号) ・スマートフォンの購入等を条件とした経済的利益の提供状況報告 ・経済的利益の提供に係るメニューの名称及び概要</p> <p>●要請報告(第 148 号) ・残債免除プログラムの収入及び支出の額 ・SIM ロックの解除の状況</p> <p>●報告徴収(第 129 号) ・契約約款 ・移動端末設備の価格 ・新事業法不適合期間拘束契約に関する件数 ・新事業法不適合利益提供等に関する額、件数 ・3G契約に関する件数</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>		
<p>意見2-7-4 評価・検証は通信品質の観点も含めて行われべき</p>		
<p>分析における多角的な観点の必要性、海外における状況も参考とし総合的に評価・検証を行う点について、賛同します。</p> <p>特に、2018 年 11 月 14 日モバイル市場の競争環境に関する研究会の第3回でも述べたとおり、LTE の接続率をはじめとしたネットワーク品質については、日本は世界最高水準であります。</p>	<p>○ 総務省では、改正法の施行後、毎年、改正法により講じた措置の効果やモバイル市場に与えた影響などについて評価・検証を行うこととしており、その際には、例えば、通信料金の水準、提供されるサービスの品質、サポートの内容など、多角的な観点</p>	<p>無</p>

<p>このため、海外における状況と比較する際にはネットワークの品質等の観点も含めて評価・検証して頂くよう要望します。</p> <p>加えて、「第1章 はじめに」の項目で前述しましたとおり、本報告書案 P103 及び P104「2018年度 携帯電話通信料の国際比較 スマートフォン(MNO:最も安いプラン)」では他の先進国と比較しても中位程度であり、同等に低廉化傾向である点も踏まえた、適切な評価・検証を実施頂くよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>から行うことが望ましいものと考えます。</p> <p>○ なお、通信料金の国際比較について、通信品質を基準の一つとして考慮するという考えはあり得る一方で、国によって地理的条件等が異なること、事業者は自らの判断に基づき各々の通信品質によりサービスを提供していること、またこれらの違いを加味して客観的に料金を比較する方法が国際的にも確立していないこと等から、通信品質を通信料金比較に直ちに反映しうるものではないと考えます。</p>	
<p>意見2-7-5 事業者の改善策の効果を検証する十分な時間を設けるべき。</p>		
<p>市場は競争原理に委ねた上でルールは必要最小限とすることで、事業者各社によるサービス競争が活性化し、市場の硬直化が回避されるものと考えます。</p> <p>近年では、総務省殿会合により決定された改善策に対応して間も無い時期や対応の準備期間に次の会合が開催される等、改善策の効果を分析しきれないタイミングで議論が行われたケースが散見されています。今般の改正電気通信事業法における各措置の評価、分析にあたっては、断片的な状況把握とならないよう一定の注視期間を設けた上で実施すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ 変化の激しいモバイル市場においては、利用者利益の保護や、競争環境への悪影響を与えるおそれがあるものへの対処のために、迅速に対応が必要な場面があるものと考えます。</p> <p>○ 今般の制度整備に関しては、これまで類似の検討・取組を進めてきた課題のうち、いまだ解消されていないものについて、本研究会で昨年1月に取りまとめた「モバイルサービス等の適正化に向けた緊急提言」(2019年1月17日)において、電気通信事業法の改正を含め、必要な措置を検討し、速やかに実施に移すことが適当であるとしたことも踏まえ、迅速な対応が行われたものと承知しています。</p> <p>○ なお、総務省では、改正法の施行後、毎年、改正法により講じた措置の効果やモバイル市場に与えた影響などについて評価・検証を行い、その結果を踏まえて今般の制度整備の内容などの見直しの必要性について検討することとしており、その際には、関係事業者等からの報告等により必要なデータを幅広く収集し、可能な限り透明性を確保しつつ、定性的な分析のみならず、定量的な分析を綿密に行うことが適当と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>第3章 事業者間の競争条件に関する事項</p> <p>1. 5G導入当初(NSA構成段階)における課題</p> <p>① MVNOへの機能開放時期</p>		
<p>意見3-1-1-1 賛同。二種指定事業者と同時期にMVNOも5Gサービスを開始できるよう、引き続き二種指定事業者の対応を注視していただきたい。</p>		
<p>二種指定事業者が利用者向けに5Gサービスの提供を開始すると同時に、MVNOにおいても利用者向けに5Gサービスの提供を円滑に開始できるよう、総務省殿において二種指定事業者に対し、機能開放や情報提供することを要請いただき感謝申し上げます。</p>	<p>○ 本報告書案への賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ 引き続き、総務省において、二種指定事業者の対応を注視し、課題等がある場合は、必要な措置を講じていくことが適当と考え</p>	<p>無</p>

<p>今後 MVNO においては二種指定事業者と協議を進めていく所存ですが、引き続き総務省殿においても、二種指定事業者の対応を注視いただき、課題等がある場合は必要な措置を講じていただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人 テレコムサービス協会】</p>	<p>ます。</p>	
<p>二種指定事業者と同時期に、MVNO においても利用者向けに 5G サービスの提供を円滑に開始することができるよう、総務省殿において二種指定事業者に対し、機能開放すること等を要請いただき、感謝申し上げます。</p> <p>なお、これまで二種指定事業者と同時期に5G サービスを開始するために十分な余裕を持ったスケジュールにて必要となる全ての情報が提供されていたとは言い難い状況であったと考えるため、総務省殿においても、二種指定事業者の対応を注視いただき、課題等がある場合は必要な措置を講じていただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社オプテージ】</p>		
<p>意見3-1-1-2 MVNO に対し、十分な余裕を持ったスケジュールで情報提供を実施中。引き続き円滑な提供開始に努める考え。</p>		
<p>当社は、MVNO 事業者においても、当社の 5G サービス提供開始と同時期に 5G サービスの提供を円滑に開始できるよう、十分な余裕を持ったスケジュールで MVNO に対して情報提供を実施しております。</p> <p>【当社から MVNO に対する情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2019 年 9 月 10 日 提供開始時期、提供種別、接続点、接続環境における技術的条件 ・2019 年 12 月 20 日 接続料・卸料金、提供エリア、最低契約帯域単位、通信速度、USIM カード <p>また、当社は提供開始までの手続きに関して MVNO に通知を行っており、既に複数事業者からの事前調査の申込みを受領し、回答を実施しております。当社は、引き続き MVNO からの要望に応じて対面等で協議を実施する等、円滑な提供開始に努める考えです。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社 NTT ドコモ】</p>	<p>○ 2019 年 12 月 18 日の総務省からの要請後、情報提供の充実が図られたと考えますが、具体的な提供開始時期等、情報提供が行われていない事項もあり、必ずしも十分な情報提供が行われているとはいえないと考えます。引き続き、総務省において、二種指定事業者の対応を注視していくことが適当と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>② 接続料の設定方法</p>		
<p>意見3-1-2-1 4G・5G 一体で接続料を設定する方法を採用することに賛同。</p>		
<p>5G 導入当初(NSA 構成段階)ではコアネットワークが同一であり、5G 単体の提供は標準化されていないため、4G と 5G の一体的な接続料の算定が基本と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ 本報告書案への賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>意見3-1-2-2 4G・5G 一体接続料と 4G 単独接続料の差額の検証のための 4G 単独接続料の推計は困難。</p>		
<p>4G に係る接続料と 5G に係る接続料を一体として設定する方法について、合理性があるものとした上で採用することが認められていることについて賛同いたします。</p> <p>しかしながら、報告書案に記載のとおり、5G 導入当初においては、4G と 5G で同一の設備を利用するため物理的な区分ができないこと等から、情報提供の要請を受領した場合でも、4G 単</p>	<p>○ 4G・5G 一体接続料は、その程度によっては、MVNO の経営に大きな影響を及ぼすと考えられるため、MNO と MVNO との公正競争確保の観点から検証は必要と考えます。</p> <p>○ データの推計方法については、まずは、接続料の設定主体で</p>	<p>無</p>

<p>独の接続料を合理的に推計することは困難であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 NTTドコモ】</p>	<p>ある MNO において、検証の趣旨と必要性を認識の上、検討し、総務省に相談することが適当と考えます。</p>	
<p>意見3-1-2-3 検証結果による 4G 単独接続料の設定の義務化は、一物二価となり公平性を欠く。また、検証は不適切な規制を課すこととならないようにすべき。</p>		
<p>NSA 構成における 5G の接続料は、4G ユーザが利用する 4G トラヒックと 5G ユーザが利用する 4G トラヒック、及び 5G の制御に利用する 4G トラヒックとを識別することが困難であるため、一体的に算定する見通しです。</p> <p>仮に、4G と 5G(NSA)とで別々に設定できる場合のその接続料と、一体的に算定する接続料とを同時に設定する場合には、例えば同じ 5G ネットワークを利用するにもかかわらず、MVNO によっては、別設定の場合の 5G(NSA)の接続料が適用されるケースと、一体的に算定する接続料が適用されるケースとで、一物二価となってしまうため、公平性の観点から両立しません。</p> <p>上記のとおり、現実的に 4G と 5G(NSA)を別々に接続料設定することがそもそも困難であり、仮定的に 4G に係る接続料と 5G に係る接続料を一体として設定する接続料についてその差分を検証し、仮定上の検証結果をもって 4G 単独の接続料の設定を義務化することは不適切と考えます。</p> <p>また、本論点については、本研究会会合において、「4G と 5G が一体となった接続料と 4G 単独の接続料の差額の検証について、4G 単体の接続料に関する厳密なデータ収集は難しいのではないかと。また、差額の多寡によって総務省の対応が変わるとなると、それが 5G 設備投資に対する阻害要因となる可能性がある。」と構成員からも意見がなされたことも踏まえ、不適切な規制を課すことのないよう留意していただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>○ 4G・5G 一体接続料は、4G 単独接続料と比べて高額になることが想定されるところ、検証の結果、その程度が大きく、MVNO の経営に大きな影響を及ぼすとの判断に至った場合は、MNO と MVNO との公正競争確保の観点から、MVNO において、4G・5G 一体での機能開放と 4G 単独での機能開放を選択できるようにすることが適当と考えます。</p> <p>○ 5G 単独での接続料の設定は想定しておらず、また 4G 単独と 4G・5G 一体では提供する機能は異なることから、一物二価となってしまうとの御指摘は当たらないと考えます。4G・5G 一体での機能開放と 4G 単独での機能開放を選択できるようにすることを検討する際、どのようなデメリットがあるのかを検討することが適当と考えます。</p> <p>○ また、検証において不適切な規制を課すこととならないようにすべきと御指摘については、検証は、必要な範囲で行うことが適当と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見3-1-2-4 検証の結果、MVNO の経営に大きな影響を及ぼすと判断される場合、4G 単独接続料を設定することに賛同。また、検証結果を MVNO に可能な限り公開されることを要望。</p>		
<p>「4G に係る接続料と 5G に係る接続料を一体として設定する接続料」が「4G に係る接続料を単独で設定する場合」と比べてどの程度差が生じるのか検証することや、その差額の程度が大きく MVNO の経営に大きな影響を及ぼしていると判断される場合は 4G 単独の接続料の設定を要請または義務化する、といった取組を行うことに賛同いたします。</p> <p>なお、モバイル市場の競争環境に関する研究会(第 18 回)で当協会 MVNO 委員会が申し上げた通り、5G によるコスト増を懸念して 4G のみの提供を希望する MVNO が存在することも考えられますので、検証結果については MVNO へも可能な限り公開(少なくともその差額がどの程度かは公開されることが必須)されることを要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人 テレコムサービス協会】</p>	<p>○ 本報告書案への賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ 検証結果については、総務省において、可能な範囲で公表することが適当と考えますが、5G の接続料への影響等に係る MVNO への情報提供は、最終報告書案に記載のとおり、まずは、二種指定事業者から MVNO に対して適切な説明がなされるべきであり、その旨、総務省において、二種指定事業者に対して要請を行うことが適当と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>5G 導入当初における接続料について、4G に係る接続料を単独で設定する場合と比べてどの程度差が生じるのか検証を行うことや、MVNO の経営に大きな影響を及ぼすと判断される場合は、4G 単独の接続料の設定を要請または義務化することに賛同いたします。</p>	<p>○ 本報告書案への賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>

<p>また、5G 導入による接続料や網改造料への影響等について、二種指定事業者から MVNO に対して、早期かつ適切に説明がなされるよう、総務省殿において、二種指定事業者に要請を行うことに賛同いたします。</p> <p>接続料や網改造料は MVNO の事業運営に影響を与える重要な要素であり、5G 導入の影響が検証されること等は、MVNO の健全な事業運営に極めて重要であると考えますので、総務省殿においては早期に検討を進めて頂くことを要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>		
<p>意見3-1-2-5 5G 導入による接続料への影響は小さい。</p>		
<p>5Gに係る設備投資は増える一方、4G や 3Gに係る設備投資が減ることも想定されるため、5G の導入による一体として算定する接続料の水準には大きな影響はないものと想定しています。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ 4G・5G 一体の接続料は、4G 単独の接続料と比べて高額になることが想定され、その程度によっては、MVNO の経営に大きな影響を及ぼすと考えられるため、MNO と MVNO との公正競争確保の観点から、どの程度高額となるのかの検証が必要と考えており、御指摘の、5G 導入による接続料への影響が小さいことについては、ご参考として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>③ MNO による他の MNO ネットワークの利用、情報の目的外利用の防止等</p>		
<p>意見3-1-3-1 MNO による他の MNO ネットワークの利用について設備競争の阻害等につながる具体的な事案が生じているのか注視していくことに賛同。</p>		
<p>MNO の責務は、日本全国において開設計画に基づき自前でエリア整備を行うことであり、仮に割り当てられた自社電波を有効利用せず設備投資リスクを負わずに競争事業者である他社網に依存して事業展開を推進することがある場合は、これまで機能してきた健全な設備競争を阻害すると考えています。上記を踏まえれば、接続ルール答申で示されたとおり、MNO による他の MNO ネットワークの利用形態によってクリームスキミングが助長され、収益性が低い地域でのネットワーク構築インセンティブが損なわれるおそれがあるような場合は、接続協定方式で実現可能とならないように、当該形態を接続の拒否事由に該当すると整理するとされたことは適切であると考えます。</p> <p>したがって、本最終報告書案において、「MNO による他の MNO ネットワークの利用形態について、設備競争の阻害等につながる具体的な事案が生じているのか、注視していくことが適当」とされたことは適切であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>○ 本報告書案への賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>意見3-1-3-2 MNO による他の MNO ネットワークの利用について、注視するだけでなく、速やかに接続拒否事由に位置付ける制度整備を行うことが適当。</p>		
<p>接続ルール答申の整理を踏まえ、「MNO は有限希少な電波の割り当てを受けた以上自らネットワークを構築することが原則であること」及び「エリア整備を怠っている MNO が、競合 MNO の全国整備したネットワークを低廉な料金で利用してサービス提供を行う形態については接続拒否事由に該当すること」とした上で、MNO が MVNO として他 MNO のネットワークを利用する場合も同様の考え方で整理することが適当とされている点について、賛同いたします。</p>	<p>○ MNO による他の MNO ネットワークの利用について、最終報告書案に記載のとおり、サービス競争と設備競争のバランスを図る観点から、接続ルール答申における整理と同様の考え方で整理することとし、総務省において、設備競争の阻害につながる具体的な事案が生じているのか、注視していくことが適当であり、その旨、MVNO ガイドラインに記載することが適当と考えます。</p>	<p>無</p>

<p>MVNO を利用して他 MNO ネットワークを利用する形態については、公正競争を歪め電波政策の根幹を揺るがすものであることから、接続ルール答申を踏まえ具体的な事案を注視することにとどまらず、速やかに、電気通信事業法または電気通信事業法施行規則において接続拒否事由に位置付ける制度整備を行うことが適当と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 NTT ドコモ】</p>		
意見3-1-3-3 MNO による他の MNO ネットワークの利用について、原則認められるべきではなく、時限的・例外的に行う場合であっても何らかのルール化が必要。		
<p>接続ルール答申における趣旨を踏まえ、MNO でありながら MVNO として競合他社のネットワークを利用する事業形態については、設備競争の阻害のみならず、MNO と MVNO の並行運用による「クリームスキミング」に繋がりがねず、競争環境の阻害要因となることが大いに懸念されることから原則認められるべきではなく、時限的・例外的に行う場合であっても何らかのルール化が必要であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ 上記「考え方3-1-3-2」と同様です。</p>	無
意見3-1-3-4 接続等関連情報の目的外利用の防止の徹底に賛同。		
<p>5G 時代においては、MNO 及び MVNO の双方が新しい技術を導入しつつ新しいサービス展開を進めていくことが想定されるところ、モバイル市場における公正競争の更なる確保に向けて、MNO 及び MVNO における接続等関連情報の目的外利用の防止を徹底することに賛同いたします。</p> <p>他方、接続等関連情報の目的外利用の防止に向けた具体的な措置については、事業者の負担増加にも配慮が必要と考えるところ、情報が目的外利用される可能性や競争環境への影響の大きさ等を踏まえ、最終報告書案に記載の措置以外も含め、幅広い措置が認められるべきであると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 オプテージ】</p>	<p>○ 本報告書案への賛同の御意見として承ります。</p>	無
意見3-1-3-5 接続等関連情報の目的外利用の防止の徹底に賛同。MNO 小売部門における MVNO 情報の利用等の防止されるべき。禁止行為規制の対象を拡大すべき。		
<p>MVNO に係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドラインにおいて、接続等関連情報の目的外利用の防止に向けた具体的な措置を行うことに賛同いたします。</p> <p>なお、二種指定事業者の小売部門は、当該事業者のネットワークを利用している MVNO の営業情報(例:MNP を伴う顧客移行数)等を確認できると思われることから、適正な競争環境の確保の観点から、「他の MNO による MNO ネットワークの利用」という視点だけでなく「MNO 小売部門による MVNO 情報の利用」という点も含めて、適切な情報管理体制が整備されることが重要と考えます。</p> <p>この点、MVNO の MNO グループ化が進展するなかにおいては、既に禁止行為規制が適用されている NTT ドコモのみならず、KDDI、沖縄セルラー、ソフトバンクの 3 社に対しても、グループ会社への優遇を禁止する行為規制を課すことが必要であり、情報の目的外利用の禁止についても事業法 30 条第三項第一号で担保することが、モバイル市場における公正な競争環境を確保するために必要であると考えます。</p>	<p>○ 本報告書案への賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ なお、MNO 小売部門における MVNO 情報の利用も、「目的外利用」に含まれるものと考えています。</p> <p>○ また、法第 30 条の禁止行為規制は、市場支配力を有する電気通信事業者を対象に、その濫用を未然に防止するための規制であるところ、対象事業者の拡大については、慎重な検討を要するものと考えます。</p>	無

【一般社団法人 テレコムサービス協会】		
意見3-1-3-6 5Gの導入により情報の目的外利用が起りやすくなることは想定されない。情報の目的外利用に関する問題が顕在化してから規律を定めるべき。		
<p>一般論として、5G の導入により現状と比べて情報の目的外利用が起りやすくなるようなことは想定されないと考えます。</p> <p>現時点において、他の二種指定事業者含めて接続等関連情報の目的外利用やそれによる問題が生じたことは無い認識です。</p> <p>したがって、問題が顕在化していない現時点の懸念のみで、事業者に過度な負担を強いる運用をルール化する必要はないと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ 最終報告書案に記載のとおり、5G時代においては、MNO 及び MVNO 双方が新しい技術を導入し、新しいサービスを展開していくことが想定されるところ、そうした情報の目的外利用が行われ、情報の入手先を狙い打ちした対抗サービスの提供等が行われ、不当な競争が引き起こされる可能性があるものと考えられることから、そうした情報の目的外利用の防止を徹底することが適切と考えます。</p>	無
④その他		
意見3-1-4-1 「地域単位の無線の利用促進」、「地域 MNO と全国 MNO」の連携等を担保するため、地域 MNO による全国 MNO のネットワーク利用における相互接続ルールを強化すべき。		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 近年、地域のきめ細かなニーズに応えるため、ケーブルテレビ事業者をはじめとする地域周波数免許をもつ加入者回線設置事業者(以下、「地域 MNO」)が提供する地域単位の無線アクセスネットワーク・サービスが進展しております。当該サービスは、地域の公共の福祉の増進に寄与するものであり、また防災や見守りなどの地域公共サービス・アプリケーションにも使われるなど、災害時や緊急時において地域住民の安心・安全に資する重要な用途にもなっております。さらに、「ローカル 5G」を活用した自営利用や電気通信役務の提供により、地域 MNO の役割やサービスが、地方創生の推進に向けて一層に重要になると予想されます。そのため、今後はこうした地域 MNO のサービスが、当該 MNO のサービスエリア外においても全国 MNO のネットワークを利用することにより、継続して提供されることがユーザの利便性ならびに安心・安全の観点で極めて重要になります。そのためには、自営網と公衆網の連携や他事業者網と全国事業者網の連携等を担保することが必須となります。 ・ 一方、報告書(案)で引用されている「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」(2009年10月16日情報通信審議会答申)の「他者設備の利用とルール」については、「事業者間の競争促進」の観点から、MNO-MVNO間、あるいは、全国MNO間の関係性を対象としており、<u>地域MNOと全国MNO間におけるルール等制度的手当てはなされていないのが現状です。</u> ・ また、他者の設備利用に係るニーズの従前のケースとしては、主に新規参入した全国 MNO が全国ネットワークを整備する途中段階で、暫定的に他の全国 MNO からローミングの協力を得ることを想定しており、基本的には過渡的措置としての意味合いが強いことから、事業者間交渉にあたっての経済的条件は相対となっています。そのため、地域 MNO が全国 MNO のネットワークの利用を希望する際は、規模の違い等から公正な経済条件でのエリア外サービスの提供は極めて困難になります。特に、電気通信分野において、固定通信から移動体通信分野へ競争の軸がシフトしている中、全国 MNO 間は事実上の協調寡占となっ 	<p>○ 地域 MNO による全国 MNO のネットワークの利用につきましては、総務省において、今後のローカル 5G の普及状況及び事業者間協議の進展状況、事業者からの具体的なニーズ等を注視しつつ、公正な競争環境の確保等の観点から、検討していくことが望ましいと考えます。</p>	無

<p>ていることから、「<u>全国 MNO による地域 MNO へのネットワーク提供を促進</u>」するインセンティブは働きにくい構造となっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記の理由より、「他者設備の利用とルール」については、従前の制度の前提として考慮されていなかった「<u>地域単位の無線の利用促進</u>」ならびに「<u>地域 MNO と全国 MNO</u>」の連携等を担保し、<u>設備とサービスの両面から競争を促進するために</u>、具体的には相互接続ルールを強化する必要があると考えます。 ・ 例えば、我が国ではかつて固定電話の相互接続に関する制度の導入を通じて、移動体通信でいえば MVNO に相当する「<u>中継系事業者</u>」だけでなく「<u>加入者系設備設置事業者</u>」と NTT 東西との接続が促進され、料金が市内通話 3 分 10 円から 20%前後の値下げとなりました。これにより、地域の加入者回線設置事業者により設置された固定電話回線(0AB～J)は、現時点で全国約 800 万に及ぶ世帯に提供されるに至っています。こうした理由より、地域 MNO が移動体通信市場において一層の役割を果たすとともに、公正な競争を促進する観点から、移動体通信市場においても固定通信市場と同水準の競争ルールが必要であり、具体的には<u>地域 MNO が全国移動通信網を活用する場合、「卸電気通信役務」ではなく、「事業者間接続」に基づくネットワーク提供</u>について、制度的に担保する必要があると考えます。 <p style="text-align: right;">【一般社団法人 日本ケーブルテレビ連盟】</p>		
<p>第3章 事業者間の競争条件に関する事項 2. 本格的な5G時代(SA 構成段階)における課題 総論</p>		
<p>意見3-2-0-0-1 最終報告書案で示された方向性は、5G 時代に MVNO がより高い付加価値を有するサービスを提供できるようになることに資するものであり、賛同。</p>		
<p>モバイル市場の競争環境に関する研究会(第 18 回)で当協会 MVNO 委員会が申し上げた 5G 時代に想定される新しい仮想通信事業者の在り方に関する課題について、最終報告書案に多数盛り込んでいただき感謝申し上げます。示された方向性はいずれも 5G 時代に MVNO がより高い付加価値を有するサービスを提供できるようになることに資するものであり、ひいてはモバイル市場の更なる活性化や利用者利便の向上に資するものと考えため大いに賛同いたします。</p> <p>なお、最終報告書案では「示された方向性に従い 2020 年春以降検討を深めていくこと」と記載されておりますが、総務省殿においては、適宜研究会を開催し有識者等の意見も踏まえて積極的に議論を進めつつ、国際的な標準化の推進等、更なる後押しを強く期待いたします。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人 テレコムサービス協会】</p>	<p>○ 本報告書案への賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>意見3-2-0-0-2 「API を利用する形態」等は将来技術に画一的で硬直的な規制を課すことになる。将来技術について議論を先回りして行うべきではなく、事業者間協議に委ねるべき。</p>		
<p>SA 方式の 5G については将来技術であることから、多様なプレーヤーが研究開発等を含め創意工夫・取組みを行っている競争環境にあり、時期や具体的なサービス設計等は未定です。</p>	<p>○ ネットワーク仮想化技術による設備の汎用化、ソフトウェアによる機能実現、クラウド等他者の設置する設備の利用、ネットワークスライシングやモバイル・エッジ・コンピューティングの導入等、</p>	<p>無</p>

<p>今後、多様なプレーヤーとの創意工夫によって、様々な提供形態や多様なサービスが見込まれることから、当社は、MVNO からの要望に応じて真摯に協議を行う考えです。</p> <p>このような状況において、本報告書において、「API を利用する形態」や「MVNO がコアネットワークを自ら構築し、それを二種指定事業者の基地局設備に接続する形態」で実施されることが適当とすることは、将来技術に対して画一的で硬直的な規制を課すこととなり、イノベーションを阻害し利用者利便性の低下を招くのみならず、MVNO を含めた多様なプレーヤーの創意工夫の妨げになるおそれがあると考えます。</p> <p>将来技術について議論を先回りして行うべきではなく、イノベーションの創出及び国内ベンダーを含めた国際競争力強化の観点から、まずは、多様なプレーヤーが自らの創意工夫によって新たな価値を柔軟に創造できるよう、原則ビジネスベースの事業者間協議に委ねることが適当と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 NTT ドコモ】</p>	<p>モバイル市場における公正競争に影響を与え得る環境変化が順次進展していくものと想定されるところ、本格的な 5G 時代における課題について、適切な時期に検討を行い、必要な措置を講じないと、MVNO への機能開放に支障が生じ、二種指定事業者と MVNO との公正な競争関係が損なわれることになる可能性があります。</p> <p>○ 総務省において、二種指定事業者から 5G コアネットワーク構築等に関する情報提供を適時に受けつつ、2020 年春以降、検討を深めていくことが適当と考えます。</p>	
① MVNO に期待される役割		
意見3-2-1-1 制度の検討に当たっては、事業者の新たな創意工夫を妨げることがないように留意することが重要。		
<p>最終報告書案に示されたとおり、5G 時代の MVNO においては、従来のような低価格サービスの提供のみではなく、5G の特徴を活かした自動車、医療、農業、観光、エンターテインメント、安心・安全、電子商取引、生産現場等の幅広い分野を対象に付加価値の高いサービスの実現が期待されます。</p> <p>このように MNO と MVNO の協争によって社会基盤のイノベーションがより一層進展していくと考えられますが、5G 時代においてもこれまで機能してきた MNO と MVNO のサービス競争や設備競争を損なうことがなく、事業者の新たな創意工夫を妨げることがないように留意しながら制度を検討することが重要であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>○ 御指摘のとおり、本格的な 5G 時代における MNO と MVNO との公正競争の確保に向けた検討は、MNO 及び MVNO における新たな創意工夫やイノベーションの進展に留意しつつ進めることが適当と考えます。</p>	無
② API を利用する形態による機能開放の実現		
意見3-2-2-1 API を利用する形態による機能開放に向けたルール整備に賛同。また、5G 時代においては、卸役務の内容、料金等に関する制度的措置の導入が必要。		
<p>本格的な 5G 時代に向け、API を利用する形態による機能開放および API の共通化が図られれば、多様な事業者が参入し、競争の進展、利用者利便の向上が期待されることから、ルール整備等の検討を進めることに賛同いたします。</p> <p>また、5G 時代においては、ネットワーク・スライシング機能等、多様かつ複雑な機能群での利用が予想され、これまでの接続制度では適正性や公平性確保の判断が難しくなる可能性があります。このため、卸元事業者の関係事業者とそれ以外の事業者との間で、役務の内容・卸料金水準・技術条件等の同等性を確保するためにも、将来新たな制度的措置を導入することが公正競争環境の確保に必要ではないかと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 オプテージ】</p>	<p>○ 本報告書案への賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ 5G 時代においては、卸役務の内容、料金等に関する制度的措置の導入が必要との御指摘については、本最終報告書案において、本格的な 5G 時代における MVNO への機能開放に係る課題について、総務省において、2020 年春以降、検討を深めることが適当としており、その中で、検討が行われることが適当と考えます。</p>	無
意見3-2-2-2 MVNO への機能開放について、極力広い範囲の機能開放を前提とせず、まずは必要性・重要性の高い機能から提供形態の整理を行うべき。		

<p>5G については、高度で多様なサービスを実現できる可能性がある一方で、ネットワークの利用形態が複雑化することも想定され、セキュリティや通信品質の維持等、安定的かつ安全なネットワーク運用が課題になると考えられます。そのため、「極力広い範囲での機能開放」を前提とせず、まずはそれらの課題を整理しつつ、必要性・重要性の高い機能について、標準的な提供形態を整理することが適切であり検討すべき課題と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本格的な 5G 時代における MVNO への機能開放は、MVNO におけるより高いサービス設計の自由度を確保する観点から、極力広い範囲で行われることが適当と考えます。 ○ 一方で、検討の効果的な進め方としては、御指摘のような、例えば、まずは、必要性・重要性の高い機能から、標準的な提供形態を整理するといった方法も、一つの選択肢と考えます。 ○ 本格的な 5G 時代における MVNO への機能開放に係る課題については、総務省において、2020 年春以降、検討を深めることが適当としており、その中で、検討の進め方についても、議論が行われることが適当と考えます。 	<p style="text-align: center;">無</p>
<p>意見3-2-2-3 MVNO への機能開放は、標準化の動向等を見据えつつ、設備投資等に係るインセンティブに配慮し、事業者間協議を尊重し、必要に応じて検討を行うべき。</p>		
<p>当社は、2021 年度以降に SA (Standalone) 方式に対応する 5G コアネットワークの導入を今後検討していく予定ですが、現段階ではまだ標準化に向けた十分な議論ができていないとの認識であり、API を利用する形態による機能開放の実現性を含めて未定です。</p> <p>機能開放の在り方については、標準化の動向や各 MNO の技術検討状況を見据えつつ、アンバンドルの基本的な枠組みとして二種指定事業者の設備投資やイノベーションに係るインセンティブに配慮するとともに、事業者間協議による合意形成を尊重するという MVNO ガイドラインの趣旨も踏まえて、必要に応じて制度の検討を行うべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ ネットワーク仮想化技術による設備の汎用化、ソフトウェアによる機能実現、クラウド等他者の設置する設備の利用、ネットワークスライシングやモバイル・エッジ・コンピューティングの導入等、モバイル市場における公正競争に影響を与え得る環境変化が順次進展していくものと想定されるところ、本格的な 5G 時代における課題について、適切な時期に検討を行い、必要な措置を講じないと、MVNO への機能開放に支障が生じ、二種指定事業者と MVNO との公正な競争関係が損なわれることになる可能性があります。 ○ 標準化の動向等を見据えること等は重要と考えますが、「必要に応じて」検討するのではなく、総務省において、二種指定事業者から 5G コアネットワーク構築等に関する情報提供を適時に受けつつ、2020 年春以降、着実に検討を進めていくことが適当と考えます。 	<p style="text-align: center;">無</p>
<p>③ コアネットワーク構築による機能開放の実現</p>		
<p>意見3-2-3-1 MVNO へのコアネットワーク構築による機能開放は、セキュリティリスク等を勘案し慎重に議論を進めるべき。</p>		
<p>MNO がコアネットワークを管理しない場合、無線容量設計や提供する SLA 等に基づくアドミッション管理・制御を適切に行うことが困難となり、通信障害やサービス品質の低下等のリスク、またセキュリティリスク等、他の接続形態と比較し様々な重大なリスクを生じる懸念があるため、機能開放には慎重な議論が必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ MVNO が、5G の特徴を活かした付加価値の高い新たなサービスを、二種指定事業者に依存することなく、サービス設計の高い自由度が確保された状態で提供できるようにするためには、MVNO がコアネットワークを自ら構築し、それを二種指定事業者の基地局設備に接続する形態によっても機能開放が実現されることが適当であり、そのために必要なルール整備について、検討を深める必要があると考えるところ、御指摘の様々なリスクについての検討も、その一環であると考えます。 	<p style="text-align: center;">無</p>

意見3-2-3-2 MVNO への機能開放の在り方は、標準化の動向等を見据えつつ、設備投資等に係るインセンティブに配慮し、事業者間協議を尊重し、必要に応じて検討を行うべき。		
<p>当社は、2021 年度以降に SA (Standalone) 方式に対応する 5G コアネットワークの導入を今後検討していく予定ですが、現段階ではまだ標準化に向けた十分な議論ができていないとの認識であり、コアネットワーク構築による機能開放の実現可能性も含めて未定です。</p> <p>機能開放の在り方については、標準化の動向や各 MNO の技術検討状況を見据えつつ、アンバンドルの基本的な枠組みとして二種指定事業者の設備投資やイノベーションに係るインセンティブに配慮するとともに、事業者間協議による合意形成を尊重するという MVNO ガイドラインの趣旨も踏まえて、必要に応じて制度の検討を行うべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	○ 上記「考え方3-2-2-3」と同様です。	無
④ 規律対象について		
意見3-2-4-1 SA 時代の 5G ネットワークに係る規律対象は、標準化の動向等を見据えつつ、設備投資等に係るインセンティブに配慮し、事業者間協議を尊重し、必要に応じて検討を行うべき。		
<p>当社は、2021 年度以降に SA (Standalone) 方式に対応する 5G コアネットワークの導入を今後検討していく予定ですが、現段階ではまだ標準化に向けた十分な議論ができていないとの認識であり、具体的な設備構築形態も含めて未定です。</p> <p>SA 時代の 5G ネットワークにかかる規律対象については、標準化の動向や各 MNO の技術検討状況を見据えつつ、アンバンドルの基本的な枠組みとして二種指定事業者の設備投資やイノベーションに係るインセンティブに配慮するとともに、事業者間協議による合意形成を尊重するという MVNO ガイドラインの趣旨も踏まえて、必要に応じて制度の検討を行うべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>○ ネットワーク仮想化技術による設備の汎用化、ソフトウェアによる機能実現、クラウド等他者の設置する設備の利用、ネットワークスライシングやモバイル・エッジ・コンピューティングの導入等、モバイル市場における公正競争に影響を与え得る環境変化が順次進展していくものと想定されるところ、本格的な 5G 時代における課題について、適切な時期に検討を行い、必要な措置を講じないと、MVNO への機能開放に支障が生じ、二種指定事業者と MVNO との公正な競争関係が損なわれることになる可能性があります。</p> <p>○ SA 時代の 5G ネットワークに係る規律対象について、総務省において、二種指定事業者から 5G コアネットワーク構築等に関する情報提供を適時に受けつつ、2020 年春以降、着実に検討を進めていくことが適当と考えます。</p>	無
<p>5G を利用した様々なビジネスモデルが今後検討される状況にあり、柔軟な取り組みが可能となることが重要と考える一方で、セキュリティや通信品質の維持等の各種課題が生じることも想定されます。したがって、一律的な開放義務を前提とするのではなく、まずは卸を前提とした事業者間協議を基本とすることが適当と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ 二種指定制度は、設備の電氣的な接続を規律の対象としているところ、本格的な 5G 時代においては、接続の様態に変化が生じる結果、場合によっては、現行の規律の対象とならない形態が生じる可能性があります。</p> <p>○ また、二種指定制度は、二種指定事業者自らが設置する設備を規律の対象としているところ、本格的な 5G 時代においては、ネットワークの仮想化技術の導入を背景に、クラウド等他者の設置する設備の利用が進展することが想定され、機能開放が現行の規律の対象とならない可能性があります。</p>	無

	<p>○ 二種指定事業者と MVNO 間の公正な競争環境を引き続き確保するためには、このような形態についても規律の対象となるような制度の在り方について、検討を深める必要があると考えます。</p>	
<p>⑤ 接続料の設定方法について</p>		
<p>意見3-2-5-1 SA 時代の 5G ネットワークの接続料設定方法は、標準化の動向等を見据えつつ、設備投資等に係るインセンティブに配慮し、事業者間協議を尊重し、必要に応じて検討を行うべき。</p>		
<p>当社は、2021 年度以降に SA (Standalone) 方式に対応する 5G コアネットワークの導入を今後検討していく予定ですが、現段階ではまだ標準化に向けた十分な議論ができていないとの認識であり、具体的な設備構築形態や MVNO に提供する機能開放、接続料算定方法も含めて未定です。</p> <p>SA 時代の 5G ネットワークの接続料設定方法については、標準化の動向や各 MNO の技術検討状況を見据えつつ、アンバンドルの基本的な枠組みとして二種指定事業者の設備投資やイノベーションに係るインセンティブに配慮するとともに、事業者間協議による合意形成を尊重するという MVNO ガイドラインの趣旨も踏まえて、必要に応じて制度の検討を行うべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>○ ネットワーク仮想化技術による設備の汎用化、ソフトウェアによる機能実現、クラウド等他者の設置する設備の利用、ネットワークスライシングやモバイル・エッジ・コンピューティングの導入等、モバイル市場における公正競争に影響を与え得る環境変化が順次進展していくものと想定されるところ、本格的な 5G 時代における課題について、適切な時期に検討を行い、必要な措置を講じないと、MVNO への機能開放に支障が生じ、二種指定事業者と MVNO との公正な競争関係が損なわれることになる可能性があります。</p> <p>○ SA 時代の 5G ネットワークの接続料設定方法については、総務省において、二種指定事業者から 5G コアネットワーク構築等に関する情報提供を適時に受けつつ、2020 年春以降、着実に検討を進めていくことが適当と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>⑥ 検証の着実な実施</p>		
<p>意見3-2-6-1 SA 時代の 5G ネットワークに係る規律は、標準化の動向等を見据えつつ、設備投資等に係るインセンティブに配慮し、事業者間協議を尊重し、必要に応じて検討を行うべき。</p>		
<p>SA 時代の 5G ネットワークにかかる規律の検討については、標準化の動向や各 MNO の技術検討状況を見据えつつ、アンバンドルの基本的な枠組みとして二種指定事業者の設備投資やイノベーションに係るインセンティブに配慮するとともに、事業者間協議による合意形成を尊重するという MVNO ガイドラインの趣旨も踏まえて、必要に応じて制度の検討を行うべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>○ ネットワーク仮想化技術による設備の汎用化、ソフトウェアによる機能実現、クラウド等他者の設置する設備の利用、ネットワークスライシングやモバイル・エッジ・コンピューティングの導入等、モバイル市場における公正競争に影響を与え得る環境変化が順次進展していくものと想定されるところ、本格的な 5G 時代における課題について、適切な時期に検討を行い、必要な措置を講じないと、MVNO への機能開放に支障が生じ、二種指定事業者と MVNO との公正な競争関係が損なわれることになる可能性があります。</p> <p>○ SA 時代の 5G ネットワークに係る規律については総務省において、二種指定事業者から 5G コアネットワーク構築等に関する情報提供を適時に受けつつ、2020 年春以降、着実に検討を進</p>	<p>無</p>

	めていくことが適当と考えます。	
第3章 事業者間の競争条件に関する事項		
3. eSIM の普及への対応		
意見3-3-1 RSP をガイドラインの「開放を促進すべき機能」に位置付けることに賛同。今後協議状況を注視し、課題が生じている場合は制度的な措置を含め対応することを要望。消費者保護ルールの eSIM への対応を進めることも要望。		
<p>二種指定事業者と MVNO との協議が促進されるよう、MVNO に係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドラインにリモート SIM プロビジョニング機能(以下、RSP)を開放促進すべき機能に位置付けることに賛同いたします。</p> <p>今後、MVNO においても事業者間協議を進めていく所存ですが、二種指定事業者はセキュリティリスク等を懸念しており、協議が円滑に進まないことが予想されます。また、モバイル市場の公正競争促進に関する検討会報告書(2018年4月)においては、「HLR/HSS 連携機能の提供に係る MVNO の負担額の根拠等の MVNO への十分な説明」が取組事項として示されましたが、RSP の機能開放においても網改造料の金額に係る情報が十分でないといった同様の課題が生じることが予想されます。総務省殿においては、二種指定事業者と MVNO との協議状況を注視いただくとともに、課題が生じている場合は制度的な措置を含め対応いただくことを要望いたします。</p> <p>またモバイル市場の競争環境に関する研究会(第18回)で当協会 MVNO 委員会が申し上げた通り、eSIM の活用促進と利用者利便性の向上のためには、消費者保護ルールの eSIM への対応(例:オンラインで完結する本人確認手法を認める携帯電話不正利用防止法の改正、書面交付義務は電磁的手段をデフォルトとすることを認めるルールの策定)が必要と考えますので、総務省殿においてはこれらの議論を進めていただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人 テレコムサービス協会】</p>	<p>○ 本報告書案への賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ RSP に係る機能開放について、総務省において、MVNO ガイドラインを改訂し「開放を促進すべき機能」に位置付けるとともに、二種指定事業者と MVNO との協議が着実に進むよう、協議の状況について報告を求め、注視し、課題が生じている場合は、制度的な措置を含め対応を行うことが適当と考えます。</p> <p>○ 消費者保護ルールの eSIM への対応に関する御意見については、参考として承ります。</p>	無
<p>MVNO においても eSIM に対応したサービスを提供できることが、モバイル市場の競争活性化や利用者利便の向上の観点から重要であると考えます。</p> <p>この点、MVNO への RSP 機能開放に向けた検討が、MNO で早期に実施されることが求められるため、総務省殿においては、MNO における検討状況や MNO と MVNO の協議状況等を注視いただくよう要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>	<p>○ 本報告書案への賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ RSP に係る機能開放について、総務省において、MVNO ガイドラインを改訂し「開放を促進すべき機能」に位置付けるとともに、二種指定事業者と MVNO との協議が着実に進むよう、協議の状況について報告を求め、注視し、課題が生じている場合は、制度的な措置を含め対応を行うことが適当と考えます。</p>	無
意見3-3-2 MNO はスマートフォン向けの eSIM サービスを未提供。研究会でも議論が不十分。RSP の機能開放が適当とすることは、時期尚早。		
<p>MVNO への RSP 開放について、現時点で MNO においてもスマートフォン向けの eSIM 対応サービスが未提供かつ導入時期や実現方法が未定であり、本研究会においても今後の方針を決定するに足る十分な議論及び検討が行われていない認識です。このような中、「機能開放を行うことが適当」とすることは時期尚早であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ RSP に係る機能開放は、MVNO において、HLR/HSS を自ら構築しなくても eSIM サービスの実施を可能とするものである一方で、世界的な eSIM の普及動向を踏まえれば、MVNO における eSIM サービスの実施を可能とすることは、MNO と MVNO との公正競争環境の整備、利用者利便向上の観点から極めて重要と考えます。したがって、二種指定事業者が RSP により eSIM サー</p>	無

	<p>ビスを提供する場合は、タブレット向け、スマートフォン向け、IoT向け等その提供するサービス内容に応じて、MVNO に対して RSP の機能開放が行われることが適当であり、まずは、「開放を促進すべき機能」に位置付け、二種指定事業者と MVNO との協議を促進することが適当と考えます。</p> <p>○ なお、総務省においては、海外における eSIM 搭載端末の普及動向や対応通信事業者の状況を注視し、二種指定事業者におけるスマートフォン向けの eSIM サービスの提供について適時適切に検討を行い必要な対応を行うことが適当と考えます。</p>	
<p>意見3-3-3 RSP の機能開放には、クローン SIM 等の問題がある。「開放を促進すべき機能」に位置付けるのではなく、まずは技術動向や市場動向を注視すべき。</p>		
<p>モバイルサービスは、あらゆる社会・経済活動を支えるインフラ・ライフラインとして重要な役割を果たしており、不正アクセス等による影響は、当社サービスにとどまらず国民生活を脅かす重大な懸念が存在しております。</p> <p>プロフィールは機密情報であり、仮に漏えいした場合にはクローン SIM の作成や誤課金、ドコモネットワークの不正利用等の通信サービスの根幹に関わる重大な懸念が存在するため、慎重な検討が必要と考えます。</p> <p>このような状況において、提供することが望ましいとの考え方を前提とした「開放を促進すべき機能」と位置付けることは適切ではなく、ネットワークの安全性確保を前提とした eSIM 活用の是非について、まずはモバイル市場における技術動向や市場動向を注視することが適当と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 NTT ドコモ】</p>	<p>○ RSP に係る機能開放に当たっては、セキュリティの確保等、検討すべき課題があることは事実と考えます。</p> <p>○ したがって、こうした点を含めて、具体的な機能開放の在り方について更なる検討が進められるべきであり、まずは、二種指定事業者と MVNO との協議を促進するため、MVNO ガイドラインにおいて、「開放を促進すべき機能」に位置付けることが適当と考えます。</p>	無
<p>意見3-3-4 スマートフォン向けの eSIM サービスを提供しておらず、「開放を促進すべき機能」と位置付けることは拙速。「開放を促進すべき機能」の要件を満たしていない。自社設備を用いない RSP は「開放を促進すべき機能」に位置付けるべきではない。</p>		
<p>eSIM については、そもそも弊社を含め MNO 各社がスマートフォン等の主要端末についてサービス提供していない機能であり、「開放を促進すべき機能」と位置付けることは論理的に無理があり、開放に際し、様々な課題が想定されることも踏まえれば、拙速に開放を前提とした機能として位置付けることには反対です。</p> <p>MVNO ガイドラインに規定されている「開放を促進すべき機能」の要件としては、「必要性・重要性の高いサービスに係る機能」であることを満たし、「アンバンドルすることが技術的に可能」、「アンバンドルにあたって二種指定事業者に過度な経済的負担を与えることのないこと」を満たす可能性があること、となっていますが、MNO が未提供の現状では必要性・重要性について判断できる段階ではないこと(少なくとも現状で必要性・重要性がないため未提供であること)、また、当該機能の実現可否及び想定しうる課題等についても現時点で未検討であることから、技術的な可否や経済的負担の規模等が全く想定されておらず、「開放を促進すべき機能」の要件は満たさ</p>	<p>○ スマートフォン向けの eSIM サービスを提供しておらず、「開放を促進すべき機能」と位置付けることは拙速との御指摘については、RSP に係る機能開放は、MVNO において、HLR/HSS を自ら構築しなくても eSIM サービスの実施を可能とするものである一方で、世界的な eSIM の普及動向を踏まえれば、MVNO における eSIM サービスの実施を可能とすることは、MNO と MVNO との公正競争環境の整備、利用者利便向上の観点から極めて重要と考えます。したがって、二種指定事業者が RSP により eSIM サービスを提供する場合は、タブレット向け、スマートフォン向け、IoT 向け等その提供するサービス内容に応じて、MVNO に対して RSP の機能開放が行われることが適当であり、まずは、「開放を促進すべき機能」に位置付け、二種指定事業者と MVNO と</p>	無

<p>ないものと考えます。仮に当該機能を「開放を促進すべき機能」と位置付ける場合は、上記の要件との整合性等についてお示し頂きたいと考えます。</p> <p>加えて、第19回会合終了後書面質問に対する回答にて述べた通り、現在弊社にて提供しているスマート Watch 等の RSP は、SIM ベンダーが提供するサービスを利用しており弊社の設備ではないことや、仮にスマートフォンにおいても同様に外部のサービスを利用する形態で実現する場合、MNO が設置していない設備であるにもかかわらず、「開放を促進すべき機能」に位置付けることとなるため、その意味においても、現時点で当該機能に位置付けることは早計と考えます。</p> <p>なお、仮に MNO にて将来的に eSIM サービスが導入され RSP を「開放を促進すべき機能」に位置付ける場合においても、上記のとおり SIM ベンダー等の外部のサービスを利用する場合においては、技術的な対応可否等についてベンダー側に検討して頂く必要があるものと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>の協議を促進することが適当と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「開放を促進すべき機能」の要件を満たしていないとの御指摘については、必要性・重要性の高いサービスであることは上述のとおりであることを始め、技術的な実現可能性等、MVNO ガイドラインに定められた他の要件も満たすものであり、接続又は卸電気通信役務による提供が望ましいため、事業者間協議の更なる促進を図るものとして、「開放を促進すべき機能」に位置付けることが適当です。 ○ スマート Watch の RSP 等、自社設備を用いないものは、「開放を促進すべき機能」に位置付けるべきではない旨の御指摘、そうした場合については、技術的な対応可否等についてベンダー側に確認する必要がある旨の御指摘については、MVNO への機能開放に向けた大きな課題と考えられ、「開放を促進すべき機能」に位置付け、協議を促進すべきと考えます。 ○ なお、総務省においては、海外における eSIM 搭載端末の普及動向や対応通信事業者の状況を注視し、二種指定事業者におけるスマートフォン向けの eSIM サービスの提供について適時適切に検討を行い必要な対応を行うことが適当と考えます。 	
<p>意見3-3-5 RSP の機能開放は、セキュリティ等検討すべき課題が多々ある。また、eSIM の利用は MNO でも限定的。よって、RSP「開放を促進すべき機能」に位置付けるのは時期尚早。</p>		
<p>MVNO による eSIM に対応したサービスを実現するためには、MVNO が HLR/HSS を構築し自ら RSP を導入する方法のほか、二種指定事業者の導入する RSP の開放を受ける方法がありますが、最終報告書案に示されたとおり、MVNO への開放にあたって検討すべき課題が多々あり、具体的な機能開放の在り方については慎重な検討が必要と考えます。例えば、MVNO が他社設備を用いる場合には特に、機密情報であるプロフィールを取り扱うことに対するセキュリティ上の懸念が生じないような対応を行えるか等、技術的な課題も踏まえて機能開放の在り方について検討すべきです。</p> <p>また、eSIM の活用については、現在は MNO サービスにおいても限定的に利用しているものであり、上記のとおり MVNO への提供にあたって様々な課題があることを踏まえれば、現時点で MVNO ガイドラインに「開放を促進すべき機能」として位置付けることは時期尚早であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ RSP に係る機能開放は、MVNO において、HLR/HSS を自ら構築しなくても eSIM サービスの実施を可能とするものである一方で、世界的な eSIM の普及動向を踏まえれば、MVNO における eSIM サービスの実施を可能とすることは、MNO と MVNO との公正競争環境の整備、利用者利便向上の観点から極めて重要と考えます。 ○ したがって、二種指定事業者が RSP により eSIM サービスを提供する場合は、タブレット向け、スマートフォン向け、IoT 向け等その提供するサービス内容に応じて、MVNO に対して RSP の機能開放が行われることが適当であり、まずは、「開放を促進すべき機能」に位置付け、二種指定事業者と MVNO との協議を促進することが適当と考えます。 ○ また、RSP に係る機能開放に当たっては、セキュリティの確保等、検討すべき課題があることも事実と考えます。 ○ したがって、こうした点を含めて、具体的な機能開放の在り方について更なる検討が進められるべきであり、まずは、二種指 	<p style="text-align: center;">無</p>

	<p>定事業者と MVNO との協議を促進するため、「開放を促進すべき機能」に位置付けることが適当と考えます。</p> <p>○ なお、総務省においては、海外における eSIM 搭載端末の普及動向や対応通信事業者の状況を注視し、二種指定事業者におけるスマートフォン向けの eSIM サービスの提供について適時適切に検討を行い必要な対応を行うことが適当と考えます。</p>	
意見3-3-6 eSIM 協議状況の報告は、少なくともサービス提供の開始後とするべき。		
<p>前述のとおり、弊社において eSIM サービスは未提供であり、MVNO との協議も行っていない状況です。したがって、MNO に対し協議状況についての報告を求めることは、少なくともサービス提供を開始するまでは不要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ RSP の機能開放について、MVNO ガイドラインにおいて、「開放を促進すべき機能」に位置付けた上で、二種指定事業者と MVNO との協議が着実に進むよう、総務省において、協議の状況について報告を求め、注視することが適当と考えます。具体的な報告の在り方については、総務省において、実態を踏まえて検討すべきと考えます。</p>	無
意見3-3-7 携帯電話の契約時の本人確認のあり方について検討して欲しい。		
<p>eSIM の今後の普及を念頭に、訪日外国人、日本人および在日外国人それぞれを対象に、本人確認の在り方を改めて考え直すことに賛成します。複数の構成員の方々から類似の指摘が上がっていることにも鑑み、取り組みの促進を本報告書にも盛り込んでいただきたくお願い申し上げます。</p> <p>具体的には、現在の携帯電話不正利用防止法においては、貸与時については訪日外国人に対し住所確認を緩和する定めがありますが、契約時についてはその定めがありません。今後 eSIM の普及によりごく短期間での契約提供が容易となること、加えて訪日外国人の一層の増加が見込まれることに鑑み、契約時についても同様の定めが追加されることは、訪日外国人における利便性の観点から望ましいと考えられます。</p> <p>また eSIM には複数のプロフィールを格納することが可能であることから利用者における複数番号取得が増え得ることを念頭に、犯罪収益移転防止法と同様に、他事業者と締結された契約を含め、既に締結された携帯電話契約に依拠する本人確認のあり方も考えられるのではないのでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>○ 携帯電話契約時等における本人確認の方法については、厳格な本人確認が求められるようになった背景も踏まえつつ、警察庁等関連機関との協議の下で適切な在り方の検討を行うことが適当であると考えるところ、いただいた御意見に関しては、eSIM の普及状況を適時に把握しつつ、総務省において、今後の施策の参考とすることが適当と考えます。</p> <p>○ なお、「貸与時については訪日外国人に対し住所確認を緩和する定めがあります」との御指摘ですが、この定めは、あくまで本邦内に住居を有しない外国人についての規定であり(携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信業務の不正な利用の防止に関する法律(平成 17 年法律第 31 号)第 10 条第 1 項第 1 号)、かつ、当該外国人が本人確認書類としてその属する国における住居の記載がない旅券を提示した場合に限定して、住居の確認に代えて、国籍及び旅券番号を確認することとしているものです(同法施行規則第 17 条及び第 18 条)。本邦内に住居を有する外国人である場合や、本邦内に住居を有しない外国人が旅券以外の本人確認書類又は住居の記載のある旅券を提示する場合は、通常の貸与契約時又は携帯電話契約時における自然人と同様の本人確認を行う必要があるものであって、貸与契約時における外国人の本人確認(住居確認)を一般的に緩和する趣旨ではありません。</p>	無

第3章 事業者間の競争条件に関する事項		
4. 接続料算定の適正性・透明性の向上等(中間報告書の指摘への対応)		
意見3-4-1 「将来原価方式の導入」、「音声卸料金の適正性の検討」に賛同。セルラーLPWA が MNO と競争可能な料金で提供されるよう、検討を要望。		
<p>弊社から申し上げていた「将来原価方式の導入」や「音声卸料金の適正性の検討」について、ご対応いただき感謝申し上げます。データ接続料や音声卸料金について、適正性・透明性の向上等により予見性の確保が進めば、MVNO が経営資源をより積極的に事業展開に活用でき、魅力的なサービスの開発や品質・サポートの向上等、利用者利便の向上が期待できると考えることから、総務省殿においては、早期に検討を進めていただくことを期待いたします。</p> <p>なお、セルラーLPWA の提供について、MNO と競争可能な料金でレイヤ 2 接続や卸提供がなされれば、MVNOによる多様なサービスが実現し、IoTの普及促進に貢献できると考えますので、総務省殿においては、引き続き必要な検討を進めていただくよう要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本報告書案への賛同の御意見として承ります。 ○ セルラーLPWA の提供に係る検討については、「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証」最終答申を受けた取組を注視した上で、他の状況も踏まえつつ、引き続き必要な検討が行われることが適当と考えます。 	無
意見3-4-2 「将来原価方式の導入」、「全国 BWA 事業者の二種指定」、「音声卸料金の適正性の確保」に賛同。「ネットワーク利用の同等性確保に向けた検証」、「セルラーLPWA の提供」について、早期に議論を進めるべき。		
<p>将来原価方式の導入や全国 BWA 事業者の二種指定、また音声卸料金の適正性検証について、示された方向性に賛同いたします。なお、モバイル市場の競争環境に関する研究会中間報告書(2019年4月)で示されたネットワーク利用の同等性確保に向けた検証や MVNO による多様なサービス提供の実現(セルラーLPWA の提供)についても、モバイル市場の競争活性化に極めて重要な事項であるため、総務省殿においては早期に議論を進めていただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人 テレコムサービス協会】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本報告書案への賛同の御意見として承ります。 ○ ネットワーク利用の同等性確保に向けた検証、セルラーLPWA の提供に係る検討については、「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証」最終答申を受けた取組を注視した上で、他の状況も踏まえつつ、引き続き必要な検討が行われることが適当と考えます。 	無
意見3-4-3 予測値算定方法の適正性の検証について、単年度で乖離が生じること等をもって、拙速に所要の取組を進めることは避けるべき。		
<p>接続料の算定に関する研究会第3次報告書、並びに電気通信事業法施行規則及び第二種指定電気通信設備接続料規則の一部を改正する省令案等の意見募集でも申し述べましたが、複数事業者間でのサービス競争や新技術の導入、通信料金と端末料金の完全分離や違約金の上限導入等、環境変化の大きいモバイル事業においては、複数年度の予測が困難であり、却ってMVNOの予見性を損なう懸念が存在します。予測値算定方法の適正性の検証に際しては、当該乖離がモバイル事業の環境変化等(制度変更等に依るものを含む)により止む無く生じることも十分に想定され、単年度で乖離が生じることをもって直ちに問題とされるべきでないことから、二種指定事業者に対しての要請等、所要の取組を検討する場合においては、乖離の要因分析(単年度のみならず複数年度)というプロセスを十分に経たうえで行うこととし、単年で乖離が生じたこと等をもって、拙速に所要の取組を進めることは避けるべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 将来原価方式における具体的な算定の在り方について検討が行われた「接続料の算定に関する研究会」の第三次報告書で指摘されているとおり、予測と実績の乖離は生じ得るものであるとしても、それが大きいと、MVNO の経営に大きな影響を与えることになることから、過去の実績や算定時点で判明している将来の見込みを反映し、予測と実績の乖離がなるべく小さくなるような算定が行われることが求められると考えられます。 ○ こうした点を踏まえて、総務省において、審議会への報告等を通じて、予測値の算定方法について継続的に検証を行い、適正性を高めるための所要の取組を行っていくことが適当と考えます。 	無
意見3-4-4 予測値の算定方法の適正性の検証について、予測は困難であることから、より精度の高い算定方法の要請には慎重であるべき。また、オープンな場での検証は公正な設備競争を歪めるので、慎重な取り扱いが必要。		

<p>「将来原価方式」による算定は、原価、利潤及び、需要について将来予測が必要となりますが、モバイル市場は固定市場と異なり、複数の事業者が設備競争しており、技術の進展が早く、経済情勢や消費動向等の影響を大きく受けることから予測値が大きく変動する可能性があります。「将来原価方式」による算定に必要な将来のコストや需要を高い精度で予測することは困難であり、MNO においても必ずしも予見性があると言えないことにも留意が必要です。したがって、最終報告書案に示されているような、予測値の算定方法の適正性について検証を行い、より精度の高い算定方法とすることを二種指定事業者に対して要請することが適切かどうかは慎重な進め方が必要と考えます。</p> <p>また、算定方法の検証や各 MNO の算定方法の共通化の検討の方向性が示されていることについても、モバイル市場は複数の MNO が設備競争を行っており、各社の設備構成やネットワーク構築の考え方が異なることに鑑みれば、各 MNO の算定方法や根拠をオープンな検討の場において比較検証すること自体、MNO 間の公正な設備競争を歪める懸念があるため慎重な取り扱いが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>○ 上記「考え方3-4-3」と同様です。</p>	<p>無</p>
<p>意見3-4-5 音声卸料金の適正性の検証については、中継電話サービス等との代替性が存在。また、料金見直しの具体的な要望を受けておらず、協議の進展を注視すべき。</p>		
<p>音声卸料金の適正性の検証については、現在接続料算定等に係る研究会において議論が進められているところですが、モバイルの音声サービス市場においては、MNO の音声サービスの他、MVNO との接続による音声サービスの実現や中継電話サービス、LINE や Skype 等の多様なコミュニケーションツール等の台頭によって代替性が存在し、それぞれのサービス間で競争が機能しています。現にモバイル音声サービスの通話時間や発信回数は年々低下しており、上記のサービスとの競争によって重要性が低下しているものと認識しています。</p> <p>また、モバイル音声サービスの卸料金の見直しについては、一部の MVNO より協議の申し入れがあるものの具体的な要望の提示は受けていません。当社は、市場環境や MVNO の要望を踏まえて提供条件を適時適切に見直ししていく所存であり、総務省においては、まずは今後の協議の進展を注視していただきたいと考えています。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>○ 音声卸料金の適正性確保については、「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証」最終答申を踏まえて、接続との代替性の検証、卸料金水準の適正性の検証等について、「接続料の算定等に関する研究会」において、検討が行われていくことが適当と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見3-4-6 音声卸料金の適正性の検証について、卸契約は自由な契約が原則。接続による代替性がある。中継電話の課題に関する開発は可能。音声卸料金を見直す考え。</p>		
<p>当社は、多様な要望に応じた柔軟な条件でサービスを提供することができる卸契約こそが、イノベーションを加速させ、市場を拡大させるものと考えており、現行制度においてもビジネスベースの自由な契約が認められているものと理解しております。</p> <p>モバイル市場においては既に多様な通話方式が存在しており、事業者が設備投資リスクや品質、料金等を総合的に勘案して戦略的に選択しております。また、現にキャリア通話において</p>	<p>○ 上記「考え方3-4-5」と同様です。</p>	<p>無</p>

<p>音声接続を実施する事業者が複数存在しており、実質的に代替困難な事由は存在しないと考えます。</p> <p>また、音声接続の実現にあたっては、当社の交換機においてプレフィックス番号を自動付与する開発を実施することが可能であり、MVNOにおいてもMNOと同等のサービスが実現可能です。</p> <p>当社は、MVNOからの要望や、新規事業者の参入・5G等の新技術・新サービスの導入等の市場の環境変化を勘案し、音声卸料金を見直す考えです。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 NTT ドコモ】</p>		
<p>意見3-4-7 卸役務は原則ビジネススペースであり規制すべきではない。二種指定設備よりも一種指定設備を用いた卸役務を、最優先で検証等実施すべき。</p>		
<p>そもそも卸役務は、接続とは異なり柔軟な設備運用が可能であることから利用者利便の向上に寄与してきた面もあるため、その提供条件については原則ビジネススペースで判断されるべきであり、規制はそぐわないものと考えます。</p> <p>指定電気通信設備を用いた卸役務に関しては、その提供条件について、一定の検証を行う意義はあると考えますが、検証を行う場合については、下記 3 条件に該当する実態や重要性等を考慮して実施すべきと考えます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 卸料金設定区間 が「指定電気通信設備」と合致するか否か 2. 「卸」以外に実質的に機能し得る選択肢(代替性)が存在するか 3. 次世代通信基盤を迅速かつ効率的に構築するために重要な卸役務か否か <p>二種指定設備を用いた音声卸役務については、指定電気通信設備に該当しない他社役務区間も含んで卸料金を設定すること、中継電話をはじめとした代替サービスも複数存在することから、二種指定事業者の交渉優位性や検証必要性は低いと考えるものの、MVNO の要望等も踏まえ自主的に提供条件の見直しを検討する予定です。</p> <p>一方、実質的に東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿が独占している固定通信サービスの光サービス卸やフレキシブル・ファイバーについては、卸料金設定区間が一種指定設備と合致していること、実質的に機能し得る選択肢(代替性)がなくボトルネック性を有すること、その他市場環境等の要因(メタルから光に今後マイグレーションされることや次世代通信基盤に有効なインフラであること)から、卸条件の透明性や適正性をより一層高めていく必要があると考えます。</p> <p>以上のことから一種指定設備を用いた卸役務を、最優先で検証等実施頂く必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ 上記「考え方3-4-5」と同様です。</p>	<p>無</p>
<p>第4章 モバイル検討会報告書フォローアップ</p>		
<p>意見4-1 賛同。</p>		
<p>モバイル市場の公正競争促進に関する検討会報告書(2018年4月)で示された方向性について、その取り組み状況をフォローアップいただき感謝申し上げます。また最終報告書案に記載されている通り、引き続き全ての項目について取り組みを注視することに賛同いたします。</p>	<p>○ 本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>

<p style="text-align: center;">【一般社団法人 テレコムサービス協会】</p> <p>モバイル検討会報告書に記載された全ての項目について、引き続き、取組を注視することは、モバイル市場の健全な競争環境の維持・向上に資すると考えるため、賛同いたします。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社オプテージ】</p>		
<p>第5章 おわりに</p>		
<p>意見5-1 賛同。</p>		
<p>このたび、当協会 MVNO 委員会の「MVNO の事業環境の整備に関する新政策提言」(2018 年 10 月 18 日公表)で取り組むべき課題とした点について迅速に取り組んでいただき、またモバイル市場の競争環境に関する研究会(第 18 回)で当協会 MVNO 委員会が申し上げた 5G・eSIM 等に関する課題について最終報告書案に織り込んでいただき感謝申し上げます。</p> <p>当協会 MVNO 委員会では、引き続き MVNO が安心・安全に使える高度で多様な通信サービスの実現を通じて、モバイル市場の競争を更に活性化しつつ、2030 年にかけての社会的問題を解決し、もって ICT による新たな価値の醸成を推進していきたいと考えます。</p> <p>なお、最終報告書案でも記載の通り、モバイル市場においては、今後も技術の急速な進展や事業者間連携の状況の変化等が予想されますので、総務省殿においては市場動向を注視いただき、必要に応じて研究会を開催する等、公正な競争環境の確保に取り組むことを期待いたします。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人 テレコムサービス協会】</p>	<p>○ 本報告書案への賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>その他</p>		
<p>本件の意見募集期間を30日未満の29日間としたのは、なぜですか？</p> <p style="text-align: right;">【個人1】</p>	<p>○ 最終報告書は行政手続法(平成5年法律第 88 号)第2条第8号に規定する命令等に該当するものではなく、最終報告書(案)に対する意見募集は任意の意見募集として実施すること及び本研究会がこれまでの議論を公開で行ってきたこと等を踏まえ、今回の意見募集期間を設定したものです。なお、最終報告書を踏まえて命令等を定めようとする場合は、同法の規定に基づき意見提出期間を定める必要があるものと考えます。</p>	<p>無</p>
<p>以下の3点について申し上げます。</p> <p>1) MVNO がたくさんあるにもかかわらず、大手三社の料金が高止まりです！</p> <p>2)相変わらずの不誠実な勧誘も横行してます！</p> <p>3)eSIM に対応したキャリアが日本国内では 1 社しかありません！(ijjMio)</p> <p>私は iPhoneXR を所有しており、この端末は対応可能ですが、せっかくの機能を活かさせません早急に対応する様に、各社へ行政指導願います。</p> <p style="text-align: right;">【個人2】</p>	<p>○ 通信契約とセットで行われる端末代金の値引き等の利益の提供について、改正法で一律禁止している端末の販売等に際する通信料金の割引の潜脱防止のため通信契約の継続を条件とするものは一律禁止し、そうした条件のないものには一定の上限を定めたことにより、通信・端末のそれぞれの市場での競争がより働くようになり、通信料金・端末代金のそれぞれの低廉化が促進されることが期待されているものと考えます。</p> <p>○ 勧誘に関する御意見については、参考として承ります。</p> <p>○ eSIM については、世界的な普及に伴い、日本国内の MNO に</p>	<p>無</p>

	<p>においても、スマートフォン向けの対応サービスの提供が期待される場所です。また、MVNO における eSIM サービスの提供を可能にすることは、MNO と MVNO との公正競争環境の整備、利用者利便向上の観点から極めて重要であることから、二種指定事業者が RSP により eSIM サービスを提供する場合は、タブレット向け、スマートフォン向け、IoT 向け等その提供するサービス内容に応じて、MVNO に対して RSP の機能開放が行われることが適当と考えます。</p>	
<p>中国企業と組む企業は排除すべきである。アメリカから制裁を受ければ日本が終わりますよ。 【個人4】</p>	<p>○ 御意見の趣旨が明らかではありませんので、御意見に対する考え方をお示しすることは困難です。</p>	<p>無</p>
<p>NTT ドコモ、KDDI、ソフトバンクが是正に反対するのであれば、最後通牒として携帯電話のパケット通信部分を光回線の B フレッツ、au 光の様に複数のプロバイダを選択可能な形態にするよう強制することを提言したい。 構造としては 端末→基地局→NTT 局舎→公衆回線の構造で NTT 局舎内で携帯電話固有サービス(メール・キャリア決済)は携帯電話会社の回線網へ、それ以外のインターネット通信は格安 SIM 提供会社の通信網へ分岐する様にすることで実現。 料金体系は 携帯電話基本料(NTT/au/softbank)+ 格安 SIM 回線料金(OCN/so-net/UQ/Ymobil 等)と B フレッツの料金体系の様な形態とする。 携帯電話基本料 980～ 格安 SIM 回線料金 3GB900 円～ 格安 SIM の方は契約縛り無し原則であればデータ通信料金の会社間の差額が小さくなり、携帯回線契約は利用者がある程度固定化するが、データ通信では純粋な料金の安さと通信品質を求める競争が図られる。 【個人5】</p>	<p>○ 改正法に基づく措置により、モバイル市場において、通信市場と端末市場の双方で公正な競争が整備され、適切な競争が行われ、結果として、通信役務についても端末についても多様な選択肢の中から利用者が自らのニーズに合ったものを選択し、それを低廉な料金及び価格で利用できるようになることが期待されているものと考えます。</p>	<p>無</p>
<p>現時点でも不当なキャッシュバック、高額な機器を24カ月以上契約で譲渡等の契約方法で UQWIMAX、SoftbankAir の契約が横行しています。 2019 年 12 月期においては任天堂 switch(市場価格 2～3 万円相当で中古品相場でも高額換金が可能)を景品扱いとしている。 このような現金に換金性の高い製品も実質上のキャッシュバックと何ら変わらない。 また、これらのキャンペーンを実施する為に、供給不足気味の人気商品を携帯ショップ社員が大量発注し、本来製品を待ち望んでいる顧客の購買機会を奪う行為であり、これらを換金目的で大量に売りさばくと中古市場が突発的に供給過多に陥り、中古品の値崩れが発生し新品が売れなくなり供給元である任天堂が経営にダメージを負うという深刻な被害が発生します。 近年のゲーム機は通信回線を利用するオンライン型ゲームもあり、これを販促の理由として UQ、Softbank は反論するでしょうが、Sony 及び任天堂両社のゲームも通信回線を必要としない</p>	<p>○ 改正法の規律の対象である移動電気通信役務ではない電気通信役務の契約に際して提供される利益については、改正法による規律の対象とはしていません。 ○ なお、本報告書案に記載をしたとおり、総務省においては、利用者の過度な囲い込み等公正な競争を阻害する要因の有無等について、事業者の取組を継続的に注視していくことが必要であり、その際、モバイル市場のみならず、固定通信サービス市場等の隣接する通信市場における動向についても確認していくことが適当であると考えます。</p>	<p>無</p>

<p>スタンドアロン型のゲームも健在で必ずしも通信サービスを必要とするわけではない。 任天堂の場合利用年齢層が若年層に偏る為、ネットでの詐欺や嫌がらせの懸念から通信サービスを NG とするペアレンタルコントロールをすることが多い。 このような販促は不健全で、サービス・価格の優劣で純粋な競争を促す方が健全であり、即刻中止させる事が妥当であると思われます。</p> <p style="text-align: right;">【個人5】</p>		
<p>183 ページにも及ぶ最終報告書(案)であるが、一般人には何が言いたいのか、どうしたいのか、どうなるのかが解らない。 私が理解したのは高額な通信料金や端末、複雑な販売方法、顧客の困り込み、新規事業者の参入、将来の展望、これまでの取組状況等の報告と思われる。しかし、情報通信は今や国の基盤でありインフラ整備を事業者任せにするのはいかがなものかと思う。新規参入を予定している楽天は先の見えない状況で既存の事業者には到底太刀打ちできない。基地局の整備等長期計画に立った事業は国が主導で進め、その回線を民間事業者は料金を払って利用する仕組みでないと、既存の3社が先行している中新規参入は無理である。現在でも回線の借上げで格安業者が参入しているが、通信品質に問題があり都市部でのみ有効なものとなっている。人口減少による地方衰退の問題を少しでも緩和するためにも、国主導での基地局等のインフラ整備を行うべきでないか。今や携帯端末(スマホ)は生活に欠かせないものであり料金を低く抑えるためには、長期的で多大な設備投資が必要な通信インフラを国が主導することを求めます。民間に任せべきものと国として整備し将来的な国の在り方を決めるべきものがないように思う。</p> <p style="text-align: right;">【個人6】</p>	<p>○ いただいた御意見については、参考として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>大手 MNO における契約において、多種多様なサービスへの一定期間の加入が割引の条件となっている事が多く、かつ利用者側の裁量で加入を断る事ができない問題がある。 またサービス契約解除の手順も複雑化しており、契約解除に至るまでに複数のステップを踏む場合もあり、端末に慣れていない高齢者が単独で契約解除する事は難しい。これは利用者への適切なサービス提供とは言えないと思われる。 よって、利用者側が必要とするサービスを必要分だけ取り揃えた MVNO 各社の方針は非常に理にかなったものであり、適正な価格競争の中で事業展開されるべきであり、大手 MNO に抑圧される環境は好ましくないと考える。</p> <p style="text-align: right;">【個人7】</p>	<p>○ 料金プラン自体はシンプルであっても、オプションの付加による割引、通信と関係ないサービスとのセット割等により、料金体系が依然として複雑ではないかとの指摘もあるところ、電気通信事業者においては、引き続き、利用者にとってわかりやすいサービスの提供や十分な説明が行われることが求められると考えます。 ○ 総務省においては、関連の状況について注視していくことが適当と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>「MNO(移動体通信事業者)、MVNO(仮想移動体通信事業者)、MVNE(仮想移動体通信サービス提供者)」等が SIM ロックを解除する事には、私し個人は賛成です。具体的には、eSIM における構造では、「国際ローミング(世界対応)」での「3G(第3世代)」における「GPS(グローバルポジショニングシステム)」から成る「3GPP 方式(GSM 方式及び CDMA 方式)」の構造としますので、eSIM の SIM ロックを解除する事では、私は賛成です。例えばですが、eSIM に規制を導入する必要性が無い事から、「だから何?(So What?)」と、私は思います。要約すると、SIM ロックを解除する方向性では、流動性を高くする事が望ましい構造と、私は考えます。要するに、SIM ロック</p>	<p>○ SIM ロックは、割賦代金不払い行為等への対策として行われるものである一方で、他の事業者の役務の利用や海外渡航時の役務の利用に際しての端末の利用に制限を設け、利用者の利便を損なう要因になること等となることから、SIM ロック解除ガイドラインでは、SIM ロックを設定すること自体を禁止するものではありませんが、事業者に対して、原則として自らが販売した全ての端末について SIM ロック解除に応じるよう求めることとしつつ、一</p>	<p>無</p>

<p>を解除する事で、高度な付加価値における「4G(第4世代)」から「5G(第5世代)」の流動性が高くなる構造と、私は考えます。</p> <p style="text-align: right;">【個人9】</p>	<p>定の場合には例外としてSIMロックの維持を認めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ その上で、2019年11月のSIMロック解除ガイドラインの改正では、事業者に対し、割賦で端末を購入した者であっても、一定の信用確認措置に応じたものについてはSIMロック解除に応じること等が義務付けられています。 ○ 総務省においては、事業者における同ガイドラインへの対応状況や実際のSIMロック解除件数など、関連の状況を継続的に注視していくことが適当であると考えます。 	
<p>2020年1月9日NTTdocomoの代理店が顧客を中傷するメモが公表され炎上しました。記事内に掲載された内容はお金に無頓着だから不要なオプションを売り付けるよう指示する内容であり、いわゆるポッタクリをするよう命令した証拠です。</p> <p>NTTdocomo おトクプラン、au スマートパス、ソフトバンクsベーシックパックは上記の様なポッタクリをする為の代理店、携帯ショップの違法行為を推奨するものであり、携帯電話の使用頻度が低い契約内容を理解してないと販売店に思われている客に売り付けするサービスである。</p> <p>各社への制裁として上記プランの即刻廃止と、プランに含まれていたサービスの原価水準の料金で提供を義務付けるべきです。</p> <p style="text-align: right;">【個人10】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ いただいた御意見については、参考として承ります。 ○ なお、携帯電話サービスの料金プランの選択に当たっては、電気通信事業者及びその販売代理店において、施行規則第22条の2の3第4項の適合性の原則を踏まえ、利用者がその利用実態等に対応した料金プランを選択できるよう、適切な説明を行うことが適当であると考えます。 	無
<p>2G→3G は当時流行始めた写真付きメールによる通信帯域拡大、3G→4G はスマホ普及による常時IP接続の必要性から、消費者にとって移行のメリットがあった。4G→5Gについては、低遅延やスライミングなどが喧伝され、現時点で事業者にとってのメリットしか見えてこない。このような状況のなかで5Gへの投資を4Gで十分な消費者が過剰に負担しないよう、だれが5G移行コストを負担すべきか社会全体でコンセンサスを得られるような議論を進めていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【個人12】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ いただいた御意見については、参考として承ります。 	無
<ul style="list-style-type: none"> ・7ページの脚注20の2行目「Mobile Terminal Registered Repair Council」は「Mobile terminal Registered Repair council」のほうがよいと思います。略語の頭字がわかるように。 ・11ページの1行目(以下「NTT ドコモ」という。): 前段の5ページで特に定義しないで略称を記載しているのだから、ここでの定義の記載は必要ないと思います。 ・14ページの脚注の3行目「法律」は誤記です。同規則は省令だから。 ・39ページの23行目等の「トラヒック」と48ページの14行目等の「トラフィック」とは、どちらかに字句を統一したほうがよいと思います。 ・55ページの3行目「(Application Programming Interface)」は当該用語の初出箇所である51ページで記載したほうがよいと思います。 <p style="text-align: right;">【個人13】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 御指摘を踏まえ、報告書案の記載を見直しました。 	有
<p>事業者の意向はともかく、割引が適用される長期契約の期間について1年ではなく2年が基本になっている事についての不満が取りまとめに取り込まれなかった事については批判を行い</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 過度な期間拘束契約は、スイッチングコストにより利用者を過度に拘束し、電気通信事業者間の公正な競争を阻害するものと 	無

たい。

端末についての新規契約が発生する場合等を除いて、これは明らかに1年とした方が契約者にとって望ましく、そして絶対的に国内における競争が活発化し望ましい市場が形成されていく事について疑いがないものであるにも関わらず、総務省及びその御用学者などがその事についての批判を行わないがために、非常に長く問題ある長期間契約(2年ごと、というのは、毎年の見直し、というのが行われない・行えないものなのである。また2年毎となると、各学制(小中高大等)においてその卒業・入学をまたぐ事が通常として発生するので(1年でも厳密な区切りを付けられるケースは少ないのではあるが、しかし「今年からは～～社に変更する。」という形での変更が行いやすい事は確かであるはずである。その確かさは完全・確実・絶対・100%のものであって、そして誰でもがすぐに分かる様な事である。)、子供を持つ世帯にとって不便・不都合なのである。)が通常となっている事については、国民として、恨みをこめて批判を行うしかないものである。(当然、身に覚えはあるはずである。総務省は相当に多くの場合、差し障りの無い部分の指導を行っていい格好をするばかりで、通信事業者各社へのちゃんとした正に市民が必要としている行政指導を行わないのが通常であるが、少々いい加減にまともな公正の事考えての行政指導等をしていただけないであろうか。携帯ネットワークについてならまだしも(いや、ボリュームとしてここでちゃんとしていただかないのは非常に困るものなのであるが。)、電気通信事業全般(そこでの個人情報保護の取扱いについても含む)において、公正性を確保しようとし(事業者・業界におもねにおもねるがために)姿勢については、本当に困った懦弱な精神を持つ省であると国民として嘆くのであるが、電気通信事業は、電気通信事業法1条にもあるように、国民の利便と公共の福祉に関わるところ大なのであるから、公正と国民及び公共の福祉の保護を考えて振る舞っていただきたい。)

ちゃんと、その様な事については、記述を行うようにしていただきたい。

2年という契約期間のスパンは人間の行動・選択をかなり必要以上なまでに不如意するのに十分な期間であるのであるが、特別な場合のみにこれを限るようにし、通常は1年とする事が求められる旨については、ちゃんと載せられたい。

意見は以上である。

【個人14】

考えられるため、契約の解除を不当に妨げるおそれがある提供条件として合理的な理由なく著しく長い契約期間が設定されることがないように、施行規則第22条の2の17第1号において、違約金等の定めに係る期間の上限を2年と定めております。

- また、併せて、今般の制度整備では、期間拘束のある契約の解除に要する違約金の額を抜本的に引き下げることとし、違約金の額の上限を1,000円とする規律を設けています。
- これらの措置を通じて、行き過ぎた期間拘束が是正されることにより、利用者が電気通信事業者を乗り換える上での制約が減少し、電気通信事業者間の公正な競争が促進されることが期待されます。